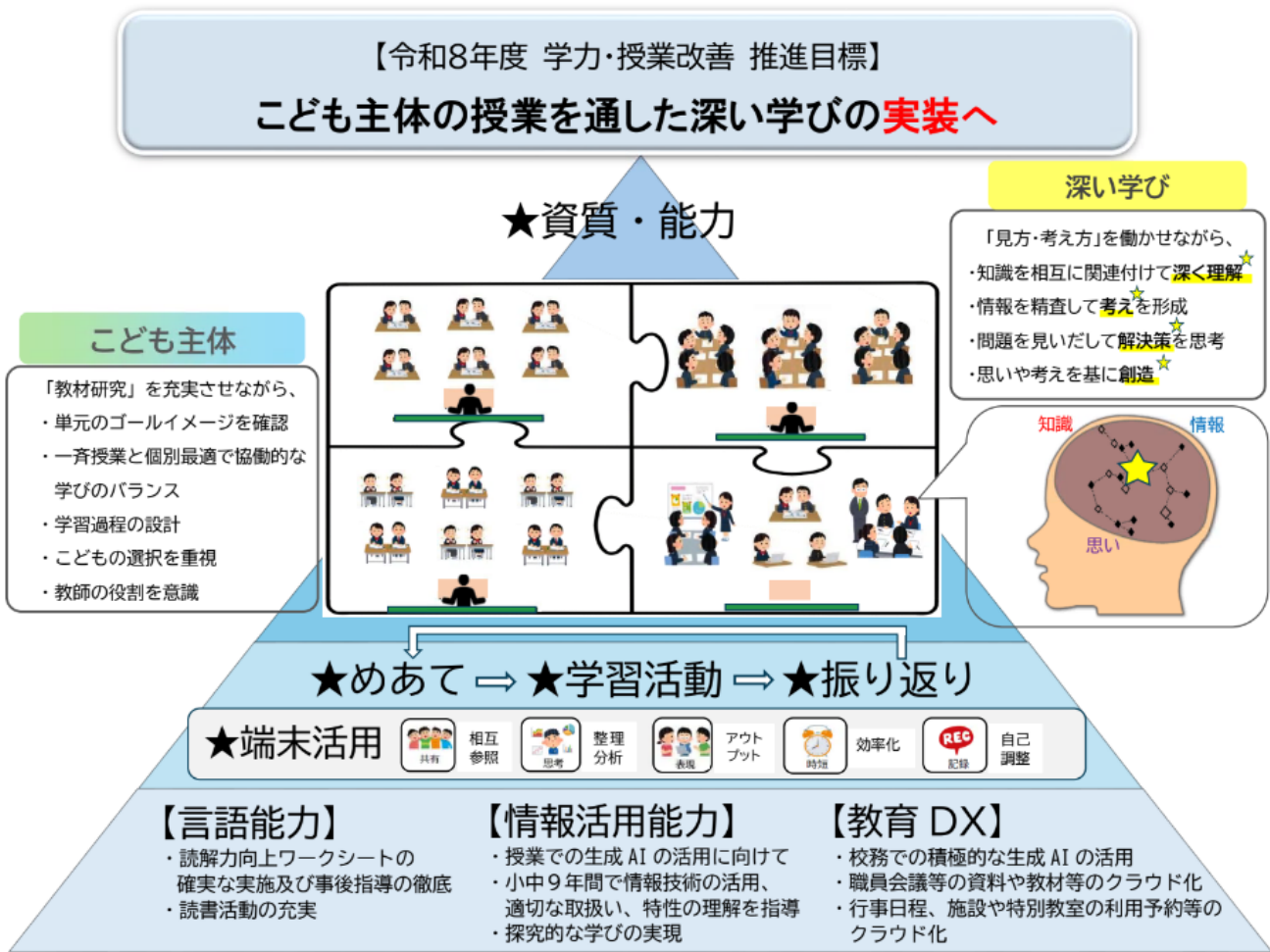


令和8年4月 校 園 長 会 資 料

1	令和8年度学力・授業改善に係る取組について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	非常時における幼児児童生徒の登下校（登降園）の指導及び授業（保育）の実施等について・	3
3	学校危機管理マニュアル等の作成について・・・・・・・・・・・・・・・・	12
4	特別支援教育の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	28
5	非認知能力の育成について・・・・・・・・・・・・・・・・	32
6	令和8年度学力向上支援事業「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援」について・・・・・・	34
7	令和8年度担当者会一覧について・・・・・・・・・・・・・・・・	36
8	鈴鹿市版架け橋プログラムの実施について・・・・・・・・・・・・・・・・	37
9	令和8年度 教育支援課の主な事業内容一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	42
10	令和8年度 不登校支援について・・・・・・・・・・・・・・・・	44
11	いじめ問題への適切な対応について・・・・・・・・・・・・・・・・	52
12	令和8年度 人権教育について・・・・・・・・・・・・・・・・	60
13	日本語教育の充実に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・	70
14	令和8年度こども議会について・・・・・・・・・・・・・・・・	72
15	教育支援課の出前授業について・・・・・・・・・・・・・・・・	75
16	令和7年度末人事異動状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	77
17	令和8年度管理職研修について・・・・・・・・・・・・・・・・	79
18	教職員の服務規律の徹底について・・・・・・・・・・・・・・・・	80
19	令和8年度定例「校長会」年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・	86

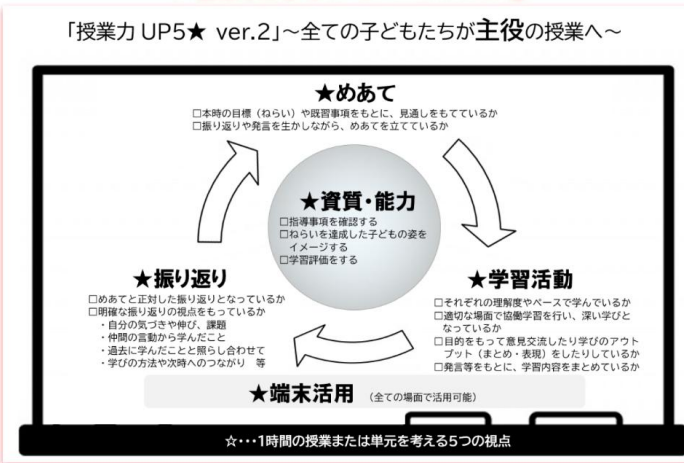
(1) 令和8年度 学力・授業改善 推進目標



(2) 重点取組

「授業力UP 5 ★ver.2」

「学力向上分析シート」



【〇〇小学校】令和7年度 読書 読書 学力向上分析シート～子どもたちが主体的に学びを深める力を育てるために～

1 平均点推移		24 今、進めたい力		6 読書	
科目	自校	全国	全国との差	国語	算数
国語	66.8	-66.8		国語	58.0
算数	58.0	-58.0			

2 読書進捗率(クラス別)及び読書への関心度

3 読書学習

4 読書実践力

5 読書実践力

6 読書

7 読書実践及び今後の方向性 等

「読解力向上ワークシート」

小学1～4年 : 読む・書くワークシート ▷ 児童の実態に合わせて選択・中学年に新規ワークシート追加
 小学5～中学2年 : よむYOMUワークシート ▷ 毎週配信・最新の新聞記事から出題



(3) 令和8年度 全国学力・学習状況調査について

実施日 令和8年4月23日(木)

調査対象 小学校第6学年、中学校第3学年

調査内容 ① 教科に関する調査(小:国語・算数 中:国語・数学・英語)

② 学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査

※ 解答用紙は必ず複写の上、1学級以上の自校採点を行う。

※ 自校採点の結果は、授業改善サイクル支援ネット「令和8年度全国学力・学習状況調査集計支援ツール」へ5月29日(金)までに入力する。(中学校英語を除く。)

小学校名	児童質問調査 実施日	小学校名	児童質問調査 実施日
国府小学校	4月27日(月)【午後】	玉垣小学校	4月27日(月)【午前】
庄野小学校	5月1日(金)【午前】	神戸小学校	4月24日(金)【午後】
加佐登小学校	4月27日(月)【午前】	栄小学校	4月24日(金)【午後】
牧田小学校	4月24日(金)【午後】	鈴西小学校	4月24日(金)【午前】
石薬師小学校	4月24日(金)【午後】	椿小学校	4月27日(月)【午前】
白子小学校	4月27日(月)【午後】	旭が丘小学校	4月24日(金)【午前】
愛宕小学校	5月8日(金)【午前】	深伊沢小学校	4月28日(火)【午前】
稲生小学校	4月24日(金)【午後】	庄内小学校	4月27日(月)【午後】
飯野小学校	4月27日(月)【午前】	井田川小学校	4月27日(月)【午前】
河曲小学校	4月28日(火)【午前】	鼓ヶ浦小学校	4月27日(月)【午後】
一ノ宮小学校	4月27日(月)【午前】	桜島小学校	4月24日(金)【午後】
長太小学校	4月27日(月)【午後】	明生小学校	4月27日(月)【午後】
箕田小学校	4月24日(金)【午前】	清和小学校	4月27日(月)【午後】
若松小学校	5月7日(木)【午前】	天栄小学校	4月27日(月)【午前】

中学校名	英語3技能、生徒質問調査 実施日	英語(話すこと)調査 実施日
平田野中学校	4月21日(火)【午前】	4月30日(木)【午前】
白鳥中学校	4月20日(月)【午前】	4月30日(木)【午後】
神戸中学校	4月23日(木)【午後】	4月28日(火)【午後】
大木中学校	4月22日(水)【午前】	5月1日(金)【午前】
千代崎中学校	4月20日(月)【午後】	5月25日(月)【午後】
白子中学校	4月23日(木)【午前】	5月8日(金)【午前】
天栄中学校	4月21日(火)【午後】	4月28日(火)【午後】
鈴峰中学校	4月21日(火)【午後】	5月18日(月)【午前】
鼓ヶ浦中学校	4月20日(月)【午前】	4月24日(金)【午前】
創徳中学校	4月21日(火)【午前】	4月28日(火)【午前】

【鈴鹿市総合計画2031】

基本施策121 確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創るこどもの育成

<指標> 全国学力・学習状況調査の「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合

現状値	目標値(令和9年度)
77.5%	86.0%以上

【鈴鹿市教育振興基本計画 令和6年度～令和9年度】

基本事業1-1 学力向上

<指標> 全国学力・学習状況調査の国語・算数/数学における、全国の平均正答率に対する本市の平均正答率の割合

現状値	目標値(令和9年度)
小学校 98.4%	小学校 100%以上
中学校 96.0%	中学校 100%以上

(宛先) 各幼小中学校(園)長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

非常時における幼児児童生徒の登下校(登降園)の指導及び授業(保育)の実施等について(依頼)

このことについて、下記のとおり送付します。

ついては、貴校(園)所属職員に周知いただくとともに、保護者に対して、改正事由等の丁寧な説明をお願いします。

記

1 改正事由及び変更点

これまで本市では、午前11時までに警報が解除された場合は、午後から授業を実施してきました。しかし、昨今の異常気象に伴う災害状況を鑑みると、警報解除後も通学路の冠水や河川の増水といった危険が多く潜んでおり、短時間で、こどもたちの安全確保を行うことが困難な状況となっています。また、保護者が、警報状況を注視し続けることは、大きな負担となることから、判断基準を変更します。

併せて、警報等の発表が予測され、一律に臨時休業等の措置を講ずる場合の判断時刻も変更しますので、御了知ください。

ア 当日の臨時休業判断時刻及び対応

時 刻	対 応
午前7時時点で警報等が発表されている場合	授業(保育)中止【臨時休業】

※午前7時時点で警報等が発表されている場合は、その後の解除の有無に関わらず、当日の授業(保育)を中止【臨時休業】とします。

イ 市内一律措置判断時刻

時 刻	対 応
前日(週休日及び休日を含む)午後5時まで	教育委員会から管理職員に連絡

2 送付文書

(1) 教育指導課関係

ア 非常時における幼児児童生徒の登下校(登降園)の指導及び授業(保育)の実施等について

イ 災害時対応の事前確認書 (裏面へ)

(2) 教育総務課関係

ア 台風・大雪時等における学校給食について（幼稚園・小学校用）

イ 台風・大雪時等における学校給食について（中学校用）

2 その他

- ・ 災害時対応の確認については、措置前に「災害時対応の事前確認書」を i-Fax で教育指導課まで送信してください。

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局
教育指導課 指導G ○○ ○○
TEL : 059-382-9028 E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp
教育総務課 給食G 漆原 里美
TEL : 059-382-1214 E-Mail : kyoikusomu@city.suzuka.lg.jp

非常時における幼児児童生徒の登下校（登降園）の指導及び授業（保育）の実施等について

令和8年4月

本市における非常変災発生時等は、幼児児童生徒の安全確保を最優先とし、各校（園）においては、迅速かつ適切に措置を講ずるものとし、以下のとおり対応する。

1 台風・降雪等の警報発表時等の対応について

(1) **始業前**に暴風（雪）警報、台風接近に伴う大雨警報、特別警報（大雨、暴風（雪）及び大雪）が発表されている場合

ア **午前7時時点**で、いずれかの警報が発表されている場合は、当日の授業（保育）を中止する。

イ **午前7時まで**に、警報が解除された場合は、通学路の安全を確認した上で、通常通り授業（保育）を行う。

ただし、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れ等、登校（園）に支障が生じる場合は、中学校区で協議の上、始業時間の変更や当日の登校（園）を中止する等、適切な措置を講ずる。

スクールバス利用者については、**午前5時30分現在**、いずれかの警報が発表されている場合は、登校時のバスが運休となるため、原則、保護者が送り届ける。

(2) **始業後**に暴風（雪）警報、台風接近に伴う大雨警報、特別警報（大雨、暴風（雪）及び大雪）が発表された場合

気象状況、通学路及び道路状況等を基に、中学校区で協議の上、次の対応を取る。

ア 児童生徒を安全に帰宅させることが困難である場合は、安全な下校方法が確保されるまで、学校で待機させ、保護者と連絡を密にする等、適切な措置を講ずる。

イ 安全な下校方法が確認できた場合は、教職員等の引率又は見守りのもと下校させる。

ウ 緊急下校（降園）時に保護者に引渡し又は迎えを依頼する方法は、以下のとおりとする。

(ア) スクールバス利用者を含む小中学校・・・tetoru

(イ) 幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・・・すぐーる

2 台風を伴わない大雨・洪水警報発表時及び大雪警報の対応について

(1) 気象情報により、発生と推移についての確な情報を迅速に把握する。

(2) 増水状況等については、域内ごとにPTA等に情報提供を委嘱する等、地区別の情報収集体制を整備する。

(3) 中学校区で協議の上、「臨時休業」、「始業時刻の変更」、「緊急下校（降園）」、「保護者への引渡し」等の措置を講ずる。

- (4) 緊急下校（降園）させる場合は、通学路の安全を確認した上で、下校（降園）させる。その際、次のとおり、安全指導を徹底する。
- ア 必ず歩道を歩行し、増水した用水路や流速のある側溝等に近寄らない。
 - イ 傘による視界不良や車両のスリップ事故に十分に留意する。
 - ウ 強風を伴う場合は傘を使用しない。
 - エ 路面凍結による転倒や積雪で視認できない危険箇所に留意し、歩行する。
 - オ 引率教員等の指示に従い、遅滞なく下校する。

3 警報等は発表されていないが、災害等の発生のおそれがある場合

- (1) 雷発生時
- ア 登下校（登降園）前に発生している場合は、登下校（登降園）時刻の遅延等の措置を講ずる。
 - イ 登下校（登降園）途中で遭遇した場合は、「屋内への避難」、「高い物体からの退避」、「低い姿勢の維持」等の避難行動がとれるよう、事前指導を徹底する。
- (2) 記録的短時間大雨情報発表時
- 数年に一度の猛烈な雨により、屋外への移動は極めて危険な状態となるため、発表中は、原則として、下校（降園）を見合わせ、学校（園）待機を徹底する。
- 強雨が予想される時間帯を避け、通学路の安全を確認した後に、下校（降園）を判断する。

4 対応体制

- (1) 緊急対応の措置を講ずる場合は、教育委員会と連携を密にするとともに、直ちに結果を報告すること。
- (2) 学校（園）の講じた措置が、确实かつ迅速に保護者等に伝達されるよう、平素から緊急連絡体制を構築しておくこと。
- (3) 学校（園）長は、遅滞なく適切な措置が講じられるよう、常に最新の気象情報を把握するとともに、的確な状況判断に努めること。

5 市内一斉措置の判断及び連絡

警報等の発表が予測され、市内で一斉に臨時休業等の措置を講ずる場合は、**前日（週休日及び休日を含む。）の午後5時までに**、教育委員会から各校（園）の管理職員に連絡する。

6 その他

市内で一斉に臨時休業等の措置を講じない場合も、学校教育法施行規則第63条の規定に基づき、学校区の気象状況を鑑み、学校（園）長は、「臨時休業」や「始業時刻の変更」の措置を講ずることができる。ただし、この旨について、教育委員会に報告する。

災害時対応の事前確認書

(令和2年4月改定)

当校(園)については、次のように措置を講じますので、事前に確認をします。
 「暴風警報・暴風雪警報・特別警報(鈴鹿市全域)、台風接近時の大雨警報発表時以外等で措置を講ずる場合に使用」

宛先	鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課長				
発信者	学校(園)名:		名前:		
送信日	年	月	日 ()	時	分
<p>I 災害時の学校(園)の措置について</p> <p>1 措置を講ずる理由 ()</p> <p>2 予定している措置(該当項目に○をし、必要事項を記入。)</p> <p>(1) 休校(園)</p> <p>(2) 自宅待機</p> <p>(3) 始業繰下げ ()時()分に始業予定</p> <p>(4) 下校・降園措置 ()時()分(限終了後)に下校・降園予定</p> <p>II 措置に向けて</p> <p>1 地域を見回って、通学通園路の安全を確認</p> <p>確認者 ()</p> <p>危険箇所 () 状況 ()</p> <p>2 保護者等への緊急連絡予定</p> <p>時刻 ()時()分に連絡予定</p> <p>連絡方法 ()</p> <p>3 給食の実施予定 有 ・ 無</p> <p>4 PTA等への緊急協力依頼予定 有 ・ 無</p> <p>《在校・在園時のみ記入》</p> <p>5 (1) 下校・降園方法 全校(園)一斉(地区別)・学年別・その他 ()</p> <p>(2) 教職員の引率を実施予定 有 ・ 無</p> <p>6 保護者への引渡し予定 有 ・ 一部 ・ 無</p> <p>III 中学校区での情報共有について</p> <p>危険箇所及び措置について中学校区で共有 有 ・ 無</p> <p>IV 連絡について</p> <p>1 学校(園)長の判断により措置を講ずる前に、i-Faxで教育指導課まで送信すること。</p> <p>2 上記予定が実際の措置と異なった場合は、速やかに教育指導課まで連絡すること。</p> <p>3 措置後の状況について、学校は従来どおり、給与・旅費システム用端末機を利用した「休校・市外状況把握システム」に入力すること。</p> <p>V その他 通信欄</p>					
枚数	A4・B4・B5 ()枚 + 本票				

台風・大雪時等における学校給食について

1 台風時等の対応

(1)午前7時までに暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報が解除された場合
平常どおり給食を実施します。

※スクールバス利用校で登校時の運行が中止となった学校も、午前7時までに警報が解除されれば平常どおり給食を実施することができます。ただし、給食は実施するか実施しないかのいずれかの選択となりますので、実施する場合は、欠席者が多くても当日に食数を調整することはできませんので御注意ください。

(2)午前7時時点で暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報が発表されている場合
臨時休校となるので、給食を中止します。連絡については次のとおり取り扱います(乾物・調味料等は対象外)。

連絡を行う担当者	連絡を行う相手方
給食 G	・パン・ごはん、牛乳の各納入事業者 ・冷凍・冷蔵食品、麺類、こんにゃくの各納入事業者
自校調理校及び 学校給食センター	・上記以外の給食物資納入業者 (野菜、精肉、豆腐、鶏卵等納入事業者)

(3)始業後に、暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報が発表された場合
警報の発表時刻等によって判断します。給食を中止する場合の給食物資は、次のとおり取り扱います。

物資	対応内容
パン・ごはん	配送を行わない、又は配送済の場合は納入事業者が回収します。
牛乳	既に学校に納入されている場合、飲用するか、翌日(後日)使用できるよう衛生管理に留意し、保冷庫で保管してください。また、飲用の如何に関わらず、納入事業者へFAXと電話の両方で翌日以降の発注数の変更等の連絡をしてください。
おかず	【自校調理校】調理していない材料は、翌日(後日)使用できるよう衛生管理に留意して保管してください。調理したもの、または、翌日まで持ち越せない材料は、各調理場で処分してください。 【センター校(園)】配送を行わないか、又は配送したコンテナを回収します。

※パン・ごはん、牛乳納入事業者への給食中止連絡は給食 G から行います。

(4)その他

ア 主食の変更

警報の発表が予測される場合、あらかじめ主食を変更することがあります。この場合は、

給食Gからパン・ごはんの納入事業者、各学校(園)へ連絡します。

イ 学校(園)独自で給食を中止する場合

給食 G(センター校は給食 G 及び学校給食センター)へ連絡するとともに、各小学校(園)から給食関係事業者へ、次の通り速やかに対応してください(時間厳守)。

区分	物資	対応内容
全校	パン・ごはん	当日午前7時までに納入事業者へ連絡してください。
全校	牛乳	既に学校に納入されている場合、飲用するか、翌日(後日)使用できるよう衛生管理に留意し、保冷庫で保管してください。また、飲用の如何に関わらず、納入事業者へ翌日以降の発注数の変更等の連絡をしてください。
自校調理校(園)	冷凍・冷蔵食品、野菜、精肉、豆腐、こんにゃく、鶏卵等	納入事業者へ連絡してください。

※各納入事業者及び学校給食センターへの連絡は、FAXと電話の両方で行ってください。

※給食を中止した時の物資は、上記(3)に準じて取り扱いしてください。

2 大雪時における対応

(1)給食中止の決定について

暴風雪警報以外にも、降雪や積雪状況は、地域により異なるため、臨時休校や早退等による給食中止の判断は、各学校(園)長が行います。

(2)給食を中止する場合について

「項目 1 台風時等の対応 (4)その他 イ学校(園)独自で給食を中止する場合」に準じた取扱いとしてください。

3 その他

給食費の返還はありません。

【事務担当】	
鈴鹿市教育委員会事務局	
教育総務課給食 G	鈴鹿市学校給食センター
電話 059-382-1214	電話 059-382-3273
FAX 059-383-7878	FAX 059-379-2501

台風・大雪時等における学校給食について

1 台風時等の対応

(1)午前7時までに暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報が解除された場合
平常どおり給食を実施します。

(2)午前7時時点で暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報が発表されている場合
臨時休校となるので、給食を中止します。パン・ごはん、牛乳の納入事業者へは、教育委員会から中止の連絡をします。

(3)始業後に暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報が発表された場合
警報の発表時刻等によって判断します。給食を中止する場合の給食物資は、次のとおり取り扱います。

物資	対応内容
パン・ごはん	配送を行わない、又は配送済の場合は納入事業者が回収します。
牛乳	既に学校に納入されている場合、飲用するか、翌日(後日)使用できるように衛生管理に留意し、保冷庫で保管してください。また、飲用の如何に関わらず、納入事業者へFAXと電話の両方で翌日以降の発注数の変更等の連絡をしてください。
おかず	配送を行わない、又は配送したコンテナを回収します。

※パン・ごはん、牛乳の納入事業者への給食中止連絡は教育委員会から行います。

(4)その他

ア 主食の変更

警報の発表が予測される場合、あらかじめ主食を変更することがあります。この場合は、教育委員会からパン・ごはんの各納入事業者、各学校へ連絡します。

イ 学校独自で給食を中止する場合

給食 G へ連絡するとともに、各中学校から給食関係事業者へ、次の通り速やかに対応してください(時間厳守)。

物資	対応内容
パン・ごはん	当日午前7時までに納入事業者へ連絡をしてください。

牛乳	既に学校に納入されている場合、飲用するか、翌日(後日)使用できるように衛生管理に留意し、保冷庫で保管してください。また、飲用の如何に関わらず、納入事業者へ翌日以降の発注数の変更等の連絡をしてください。
おかず	当日午前7時までに第二学校給食センターへ連絡してください。

※各納入事業者及び第二学校給食センターへの連絡は、FAXと電話の両方で行ってください。

2 大雪時における対応

(1)給食中止の決定について

暴風雪警報以外にも、降雪や積雪状況は、地域により異なるため、臨時休校や早退等による給食中止の判断は、各中学校長が行います。

(2)給食を中止する場合の対応について

「項目1 台風時等の対応 (4)その他 イ学校独自で給食を中止する場合」に準じた取扱いとしてください。

3 その他

給食費の返還はありません。

【事務担当】	
鈴鹿市教育委員会事務局	
教育総務課給食 G	鈴鹿市第二学校給食センター
電話 059-382-1214	電話 059-383-0330
FAX 059-383-7878	FAX 059-388-0332

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

学校危機管理マニュアル及び学校安全計画の作成について (依頼)

このことについて、下記のとおり提出をお願いします。

記

- 1 提出物 学校危機管理マニュアル (危険等発生時対処要領)
学校安全計画
- 2 提出部数 紙媒体各 1 部
- 3 提出期限 令和 8 年 5 月 22 日 (金)
- 4 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課 (文書便等)
- 5 送付文書
 - (1) 令和 6 年 4 月 19 日付け鈴教学第 147 号【資料 1】
 - (2) 社会福祉等施設及びハザード一覧 (一部抜粋)【資料 2】
 - (3) 医療的ケア児・者のための個別避難計画 (三重県作成例)【資料 3】
 - (4) 【市町等教委】「学校における防災の手引」の改訂について【資料 4】
 - (5) 主な改定内容【資料 5】
- 6 留意事項
 - (1) 必ず以下の点について記載すること。
 - ① 危機ごとの事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定した具体的な対応
 - ② 地震 (南海トラフ地震含む。) 対応
 - ※ 資料 1 を基に、対応を記載すること。
 - ③ 1 人 1 台端末に対応した情報セキュリティ対策
 - ④ 熱中症対応
 - ⑤ 非常時における登下校の指導及び授業の実施等
 - ※ 令和 8 年度の改正内容を踏まえること。
 - 【該当校のみ】
 - ① (津波想定校) 津波発生時の避難場所及び避難経路
 - ② (水害想定校) 河川氾濫、雨水出水、高潮時の避難場所及び避難方法

- ③ (土砂災害想定校) 土砂災害発生時の避難場所及び避難方法
- ※ 資料2及び(5)カの手引き並びに学校避難確保計画を基に、対応を記載すること。
- (2) 学校安全計画を見直す際は、図工・家庭・技術・体育等の比較的に事故発生率が高い教科について、事態を想定した計画となっているか確認すること。
- (3) 医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する場合、安全な避難確保に向けて、校内の避難体制を明記すること。また、資料3を参考の上、保護者との連携の下、「個別避難計画を作成・管理し、発災時における関係者の対応を記載すること。
- (4) クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保については、地域の実態に応じて記載すること。
- (5) 見直しに際しては、次の資料等も活用してください。
- ア 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
(令和3年6月 文部科学省)【文部科学省ウェブサイト参照】
 - イ 学校における熱中症のガイドライン作成の手引き
(令和6年4月 文部科学省)【文部科学省ウェブサイト参照】
 - ウ 学校の危機管理マニュアル作成の手引き
(平成30年2月 文部科学省)【各校に冊子配付済】
 - エ 学校管理下における危機管理マニュアル
(令和8年3月 三重県教育委員会)【三重県教育委員会ウェブサイト参照】
 - オ 学校における防災の手引
(令和7年3月 三重県教育委員会)【三重県教育委員会ウェブサイト可能】
 - カ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き
(令和4年3月 国土交通省)【国土交通省ウェブサイト参照】
 - キ 実践的な防災教育の手引き[小学校編][中学校・高等学校編][特別支援教育編]
(令和7年3月 文部科学省)【文部科学省ウェブサイト参照】
- (6) 学校運営協議会やPTA等との間で、危機管理マニュアルの内容を共有すること。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 森本 葵

TEL : 059-382-9028 E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

鈴教学 第 147 号
令和 6 年 4 月 19 日

(宛先) 各幼小中学校 (園) 長

鈴鹿市教育委員会事務局
教育総務課長
学校教育課長
教育指導課長

地震 (震度 5 強以上) 発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時等に伴う
対応について (依頼)

令和 6 年 1 月 1 日に石川県能登地方を震源とする地震が発生し、家屋の倒壊や土砂災害など、大きな被害が報告されています。また、今後、南海トラフ地震等の大規模地震の発生も懸念されているところです。このような状況を踏まえ、子どもたちの安全確保に万全を期すため、地震発生時の対応及び南海トラフ地震臨時情報 (調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意) 発表時の対応について下記のとおり見直しましたのでお知らせします。

については、下記の内容について、貴校園の所属教職員に周知いただくとともに、保護者及び学校 (園) 関係者に対し、通知文書やウェブサイトなどにより周知いただきますよう、お願いします。

記

- 1 市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合の対応
 - (1) 登校 (登園) 前に地震が発生した場合の対応について
 - ア 下校 (降園) 後から登校 (登園) 前までの間に、市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合、市内全公立幼稚園・小中学校を臨時休業とする。
 - イ 休業日及び休業日前日に、市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合、休業日明けの平日は市内全公立幼稚園・小中学校を臨時休業とする。また、休業日明けが課業日ではない場合 (振替休業日、長期休業日など)、部活動を含めた幼児児童生徒の活動を全て中止する。但し、休業期間中、学校 (園) 施設や通学路等の安全が確認された場合はこの限りではない。
 - ウ 地震発生以降の学校 (園) の再開については教育委員会事務局と学校 (園) が協議し、学校 (園) を再開する場合にはウェブサイトや電子メールなどで周知する。
 - エ 震度 5 弱以下であっても、学校 (園) 及び近隣地域の被害状況などにより、臨時休業とする場合がある。
 - (2) 在校 (園) 中及び登下校 (登降園) 中に地震が発生した場合の対応について
 - ア 在校 (園) 中及び登下校 (登降園) 中に地震が発生した場合、授業 (保育) を中止し、学校 (園) の危機管理マニュアルに従い行動する。

イ 「わたしと家族の防災カルテ」に記載のある避難所等の情報について、児童生徒・家庭及び学校（園）が共有する。

(3) 学校給食の対応について

ア 給食の取扱いについて

(ア) (1) により臨時休業となった場合、給食は中止する。

イ 地震により市内一律に給食を中止する場合の納入業者への対応・給食費等について

(ア) 全ての学校（園）について

パン・ごはん、牛乳納入事業者、その他全ての食材納入事業者への連絡は、教育総務課給食Gから行う。各学校給食センターへの連絡も不要とする。

(イ) 自校調理校について

(ア) に関わらず、乾物・調味料等の納入事業者への対応は状況に応じて判断する。

(ウ) 給食費の取扱い

臨時休業当日（初日）等、既に食材の発注（納品）が完了している場合は、その日の給食費を徴収する。翌日以降の臨時休業中の給食費については、徴収しない。

(エ) 給食再開時期

調理場のガス・水道等の復旧状況、食材納入事業者の状況により異なるため、自校調理校においては、各学校で器具機械、ライフラインの状態を把握し、使用再開可否の判断を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

(1) 登校（登園）前に情報が発表された場合の対応について

ア 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が発表された場合、1週間の臨時休業とする。

イ 原則、1週間後に学校（園）を再開する。但し、災害及び避難状況に応じて臨時休業の延長などを検討する場合もある。学校（園）を再開する場合には、ウェブサイトや電子メールなどで周知する。

ウ 南海トラフ地震臨時情報【調査中、巨大地震注意】が発表された場合、教育委員会が臨時休業などの検討を行い、学校（園）へ連絡する。

エ 南海トラフ地震臨時情報【調査終了】が発表された場合、日頃からの地震への備えを再確認し、平常通り過ごす。

(2) 在校（園）中及び登下校（登降園）中に情報が発表された場合の対応について

ア 在校（園）中及び登下校（登降園）中に南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が発表された場合、授業（保育）を中止し、学校（園）の危機管理マニュアルに従い行動する。

イ 「わたしと家族の防災カルテ」に記載のある避難所等の情報について、児童生徒・家庭及び学校（園）が共有する。

- ウ 実際に揺れが生じた場合は、ただちに身の安全確保に努める等、学校（園）の危機管理マニュアルに従い行動する。
- エ 南海トラフ地震臨時情報【調査中、巨大地震注意】が発表された場合は、状況に応じて対応を検討する。

(3) 学校給食の対応について

ア 給食の取扱いについて

(ア) 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が発表された場合、一週間臨時休業となるので、その間の給食は中止する。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報【調査中、巨大地震注意】が発表された場合、臨時休業などの検討を行い、臨時休業となった場合は、その間の給食は中止する。

イ 南海トラフ地震臨時情報により市内一律に給食を中止する場合の納入業者への対応・給食費等について

(ア) 1 (3) イの (ア) ~ (エ) の対応と同様とする。

3 その他

(1) 登下校（登降園）中の安全確保について

登下校（登降園）中は、被害状況等により様々な事態が想定されることから、自身の安全確保を最優先するよう、日頃から地震発生時の対応について指導を徹底する。また、校区の地理的状況を踏まえ、地震発生に係る事前指導や事後対応等、家庭及び地域等との連携協力を図る。

【参考①】「学校における防災の手引 令和4年3月 三重県教育委員会」

(4) 南海トラフを震源とする地震の発生に備えた取組より抜粋

①児童生徒の登下校（登降園）中の発生に備えた取組

- ・登下校（登降園）中の発災に備え、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したり、避難場所・避難経路の確認をするなど指導する。
- ・ブロック塀や看板など、危険な場所から離れて身を守るよう指導する。

②津波に備えた取組

- ・海岸付近や河川付近にいるときに発災した場合は、津波のおそれがあるため、できるだけ早く、高台など津波が来ない場所へ避難するよう指導する。

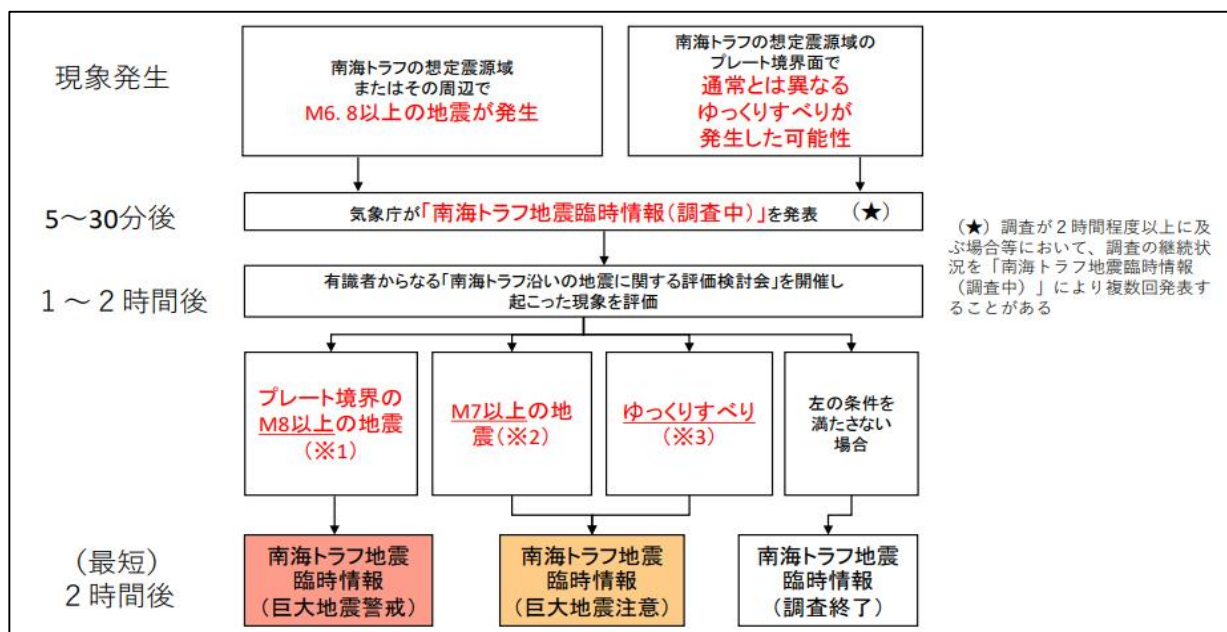
③保護者と連携した取組

- ・家族と避難場所や安否確認方法について話し合っておくことや、災害伝言ダイヤル（171）の利用方法等を指導する。
- ・発災後の学校（園）から児童生徒への連絡方法について周知しておく。

【参考②】南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発

表される情報です。情報名の上にキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表されます。



出典：気象庁令和元年5月31日「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

(2) 学校独自で給食を中止にする場合の対応について

給食に関して、1(3)又は2(3)の市内一律に給食を中止する場合以外の場合で、学校（園）独自で給食を中止する場合（他の各調理場で給食提供が可能な場合）については、次のとおり対応する。（例：震度4で調理室が断水又は機器破損等により調理ができず当該学校において給食を中止する場合や、遠方の地震による鈴鹿市沿岸の津波被害予想により臨時休業し、給食を中止する場合等。）

- ア 自校調理校は、教育総務課給食G、センター校は学校給食センターと、教育総務課給食Gへ連絡をする。（学校給食センターへは、FAXと電話の両方で連絡する。）
- イ 全納入事業者（パン・ごはん、牛乳含む）へ各学校（園）から連絡（FAXと電話）し、対応する。
- ウ 給食費については状況に応じて検討する。

鈴鹿市教育委員会事務局		
教育総務課給食G 電話 059-382-1214 FAX 059-383-7878	鈴鹿市学校給食センター 電話 059-382-3273 FAX 059-379-2501	鈴鹿市第二学校給食センター 電話 059-388-0330 FAX 059-388-0332

【事務担当】

給食に関する事	教育総務課	給食G	TEL : 059-382-1214
臨時休業に関する事	学校教育課	教職員G	TEL : 059-382-7618
在校(園)中・登下校(登降園)中に関する事	教育指導課	指導G	TEL : 059-382-9028

事業の種類	施設名	所在地	TEL	FAX	メールアドレス	鈴鹿川	中ノ川	堀切川・釜屋川	金沢川・田古知川	安楽川	芥川	八島川	椋川	浪瀬川	田中川	寺川	尾田川・亀瀬川	蒲川・椎山川	錦川・御幣川	源明川	高潮	津波	土砂
幼稚園	国府幼稚園	国府町3519番地の1	378-4523	378-4523	ko-k@city.suzuka.lg.jp																		
	飯野幼稚園	三日市南二丁目1番7号	382-3698	382-3698	iino-k@city.suzuka.lg.jp																		
	玉垣幼稚園	北玉垣町734番地	382-3663	382-3663	tamagaki-k@city.suzuka.lg.jp	×			×														
	神戸幼稚園	神戸七丁目4番12号	382-3275	382-3275	kambe-k@city.suzuka.lg.jp	×																	
	旭が丘幼稚園	東旭が丘五丁目3番33号	387-5326	387-5326	asahigaoka-k@city.suzuka.lg.jp																		
小学校	国府小学校	国府町2373番地の1	378-0538	378-0537	ko-e@city.suzuka.lg.jp																		
	庄野小学校	庄野東二丁目5番35号	378-0048	378-4775	shono-e@city.suzuka.lg.jp	×																	
	加佐登小学校	高塚町1069番地	378-0063	378-0006	kasado-e@city.suzuka.lg.jp																		×
	牧田小学校	岡田一丁目29番1号	378-0516	378-9530	makita-e@city.suzuka.lg.jp																		
	石薬師小学校	石薬師町1713番地	374-1028	374-1057	ishiyakushi-e@city.suzuka.lg.jp																		
	白子小学校	白子一丁目12番12号	386-0039	387-3777	shiroko-e@city.suzuka.lg.jp		×	×														×	×
	愛宕小学校	東江島町23番15号	386-0334	386-0671	atago-e@city.suzuka.lg.jp																	×	×
	稲生小学校	稲生三丁目10番1号	386-0307	386-0044	ino-e@city.suzuka.lg.jp																		
	飯野小学校	三日市南二丁目1番7号	382-1020	382-1754	iino-e@city.suzuka.lg.jp																		
	河曲小学校	十宮町719番地の2	382-0268	382-7851	kawano-e@city.suzuka.lg.jp	×																	
	一ノ宮小学校	一ノ宮町557番地	382-0311	382-3107	ichinomiya-e@city.suzuka.lg.jp	×																	
	長太小学校	長太旭町五丁目4番5号	385-0315	385-0382	nago-e@city.suzuka.lg.jp	×																×	×
	箕田小学校	南堀江一丁目1番1号	385-0506	385-0815	mida-e@city.suzuka.lg.jp																	×	
	若松小学校	若松中一丁目4番1号	385-0072	385-4346	wakamatsu-e@city.suzuka.lg.jp				×													×	×
	玉垣小学校	北玉垣町947番地	382-0269	383-2191	tamagaki-e@city.suzuka.lg.jp	×																	
	神戸小学校	神戸二丁目12番10号	382-0242	382-1078	kambe-e@city.suzuka.lg.jp	×																	
	栄小学校	五祝町1845番地の2	386-0462	386-0810	sakae-e@city.suzuka.lg.jp		×															×	×
	鈴西小学校	深溝町3172番地の1	374-0014	374-0315	reisei-e@city.suzuka.lg.jp																		
	椿小学校	山本町750番地	371-1014	371-2941	tsubaki-e@city.suzuka.lg.jp																		
	旭が丘小学校	東旭が丘五丁目3番18号	386-0012	387-0895	asahigaoka-e@city.suzuka.lg.jp																		
	深伊沢小学校	伊船町1693番地	371-0015	371-2994	fukaizawa-e@city.suzuka.lg.jp																	×	
	庄内小学校	東庄内町2458番地の1	371-0044	371-3060	shonai-e@city.suzuka.lg.jp																		
	井田川小学校	和泉町814番地	378-8972	378-8886	idagawa-e@city.suzuka.lg.jp	×				×													
	鼓ヶ浦小学校	寺家一丁目41番1号	386-3355	386-3504	tsuzumigaura-e@city.suzuka.lg.jp		×	×														×	×
	桜島小学校	桜島町四丁目12番地	382-5666	382-5528	sakurajima-e@city.suzuka.lg.jp																		
	明生小学校	大池二丁目13番1号	378-4320	378-1758	meisei-e@city.suzuka.lg.jp																		
	清和小学校	算所五丁目21番12号	378-7731	378-7719	seiwa-e@city.suzuka.lg.jp																		
	天栄小学校	郡山町710番地の6	372-2251	372-2253	tenei-e@city.suzuka.lg.jp																		
中学校	平田野中学校	国府町9105番地の1	378-0126	378-4895	hiratano-j@city.suzuka.lg.jp																		
	白鳥中学校	加佐登三丁目1番1号	378-0046	378-0498	shiratori-j@city.suzuka.lg.jp																		×
	神戸中学校	十宮町1335番地	382-0305	382-3757	kambe-j@city.suzuka.lg.jp	×																	
	大木中学校	北堀江二丁目15番1号	385-0316	385-0786	oki-j@city.suzuka.lg.jp	×																×	×
	千代崎中学校	東玉垣町2863番地	382-0125	382-1915	chiyozaki-j@city.suzuka.lg.jp																		
	白子中学校	中旭が丘四丁目5番62号	386-0336	388-0340	shiroko-j@city.suzuka.lg.jp																		
	天栄中学校	秋永町1839番地	386-0444	386-0445	tenei-j@city.suzuka.lg.jp		×																×
	鈴峰中学校	長澤町1867番地の1	371-0023	371-0047	reiho-j@city.suzuka.lg.jp																×		
	鼓ヶ浦中学校	寺家四丁目11番1号	386-5852	386-4663	tsuzumigaura-j@city.suzuka.lg.jp		×	×														×	×
	創徳中学校	三日市町1803番地の8	382-5205	382-5720	sotoku-j@city.suzuka.lg.jp																		

医療的ケア児・者のための個別避難計画

資料3

作成日：令和 年 月 日
 更新日：令和 年 月 日
 作成者： _____

職員記入欄

土砂災害	電源喪失	浸水2m	重症心身	介護・障害	
------	------	------	------	-------	--

基礎情報	カナ		住所	本人写真(任意)		
	氏名					
	生年月日	居住建物 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建 (<input type="checkbox"/> 階建)				
		寝室の位置	普段いる場所			
	性別					
	電話					
	E-mail		呼称 () さん			
F A X		転倒の危険のある家具	身長 cm	血液型		
			体重 kg			

緊急連絡先	同居家族	氏名	続柄	電話	E-mail	年齢等配慮事項
		①				
	②					
	別居家族	氏名	続柄	電話	E-mail	年齢等配慮事項
住所						

避難行動要支援者の状態	障害者手帳	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	級	障害支援区分	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6
		<input type="checkbox"/> 療育手帳		要介護認定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5
		<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	級	その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 重心 <input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 医療的ケア
	主な疾患・障害等		かかりつけの医療機関等(福祉サービス事業者含む)		介護・医療機器
		医療機関名等			
		主治医・担当			
		電話番号			
		医療機関名等			
		主治医・担当			
		電話番号			
	医療機関名等	医療機器業者(連絡先)		()	
	主治医・担当	電力会社事前登録		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 申請中	
	電話番号				

携行医薬品		
運動機能の状況	意思伝達の方法	日常的に必要な医療的ケア
<input type="checkbox"/> 寝たきり	<input type="checkbox"/> 言語理解は難しい	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> マスク式呼吸器 <input type="checkbox"/> 気管切開
<input type="checkbox"/> 座位保持はできる	<input type="checkbox"/> 身振りでYES-NOはわかる	<input type="checkbox"/> 酸素吸入 <input type="checkbox"/> 鼻口腔吸引 <input type="checkbox"/> 気管内吸引
<input type="checkbox"/> 室内をいざりなどで移動	<input type="checkbox"/> 簡単な言語理解がある	<input type="checkbox"/> 中心静脈栄養 <input type="checkbox"/> 経管栄養(経鼻・胃瘻・腸瘻)
<input type="checkbox"/> 歩行が限定的に可能	<input type="checkbox"/> 筆談ができる	<input type="checkbox"/> 透析 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 膀胱瘻
<input type="checkbox"/> 戸外でも介助なく歩ける	<input type="checkbox"/> 言語での会話ができる	<input type="checkbox"/> 人工肛門
食形態・アレルギー等		その他配慮事項

避難支援に関する事項	(1) 災害情報入手に係るの留意事項	<input type="checkbox"/> 家族または支援者が必ず同伴し情報を入手可能 (<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 外部から伝達が必要 (<input type="checkbox"/> 直接声掛けが必要 <input type="checkbox"/> 声掛け以外の方法が必要)
	(2) 避難行動時の留意事項	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行が不自由なので介助が必要 <input type="checkbox"/> 目や耳が不自由なので介助が必要 <input type="checkbox"/> 介護、医療器具の運搬等介助が必要 <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない
	(3) 避難先での留意事項	<input type="checkbox"/> 常時介助が必要 (内容:)) <input type="checkbox"/> 一部介助が必要 (内容:)) <input type="checkbox"/> 要備蓄物品 (内容:))

災害リスク	土砂災害	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 該当あり	(<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域)			
	浸水想定	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 該当あり	(<input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 内水 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 津波)			
	停電想定	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 該当あり	充電	①	②	③

災害時の支援	避難先候補		連絡先		避難方法		災害リスク	
	①	住所	電話番号					<input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 浸水 <input type="checkbox"/> 停電時
			(担当者)					
			電話番号					
	②	住所	電話番号					<input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 浸水 <input type="checkbox"/> 停電時
			(担当者)					
			電話番号					
	③	住所	電話番号					<input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 浸水 <input type="checkbox"/> 停電時
			(担当者)					
			電話番号					
	④	在宅避難	要配慮事項					<input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 浸水 <input type="checkbox"/> 停電時
			<input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> 必要物品 <input type="checkbox"/> 電源確保					

避難経路								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

相談支援専門員	事業所名: 担当者名: 電話番号:	課 課 (市町関係課等)	電話番号: 電話番号:
---------	-------------------------	--------------------	----------------

町内自治会等	<input type="checkbox"/> 未加入	電話番号:
民生委員	<input type="checkbox"/> 面識無し	電話番号:

避難支援者	①	氏名(団体名等)	連絡先		住所	
		実施可能な支援	電話			
			E-mail			
			<input type="checkbox"/> 情報伝達 <input type="checkbox"/> 安否確認 <input type="checkbox"/> 避難支援 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容)			
	②	氏名(団体名等)	連絡先		住所	
		実施可能な支援	電話			
			E-mail			
			<input type="checkbox"/> 情報伝達 <input type="checkbox"/> 安否確認 <input type="checkbox"/> 避難支援 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容)			
	③	氏名(団体名等)	連絡先		住所	
		実施可能な支援	電話			
			E-mail			
			<input type="checkbox"/> 情報伝達 <input type="checkbox"/> 安否確認 <input type="checkbox"/> 避難支援 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容)			

(注1) 避難支援者は、自らが可能な範囲において避難行動要支援者の支援を行うものであり、支援について法的な義務や責任は負いません。
 (注2) 避難支援者の記載は、個人のほか、団体名のための記載でも構いません。例:「〇〇防災会」

医療的ケア児・者のための個別避難計画

作成日: 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
 更新日: 令和 年 月 日
 作成者: ○○事業所 担当: ○○

職員記入欄

土砂災害	<input checked="" type="checkbox"/> 電源喪失	浸水2m	重症	###
------	--	------	----	-----



基礎情報	カナ	ミエ タロウ		住所	●●市○○町△△△-□□□			(任意) 呼称 (たろう) さん 身長 △△△ cm 血液型 体重 ○○.○ kg
	氏名	三重 太郎						
	生年月日	昭和25年1月1日		居住建物	<input type="checkbox"/> 共同住宅	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建 (1 階建)		
	性別	男		居室の位置		普段いる場所		
	電話	059-###-####		2階南側の居室		1階リビング		
	E-mail	****@***.**.jp						
	FAX	059-###-####		転倒の危険のある家具	寝室のベッド頭側のラック			

緊急連絡先	同居家族	氏名	続柄	電話	E-mail	年齢等配慮事項
		① 三重 一郎	兄	090-###-####	****@***.**.jp	平日在宅、障害を有する
	別居家族	氏名	続柄	電話	E-mail	年齢等配慮事項
		② 三重 次郎	義弟	080-###-####	****@***.**.jp	なし
		住所	○○町△△△-□□□			

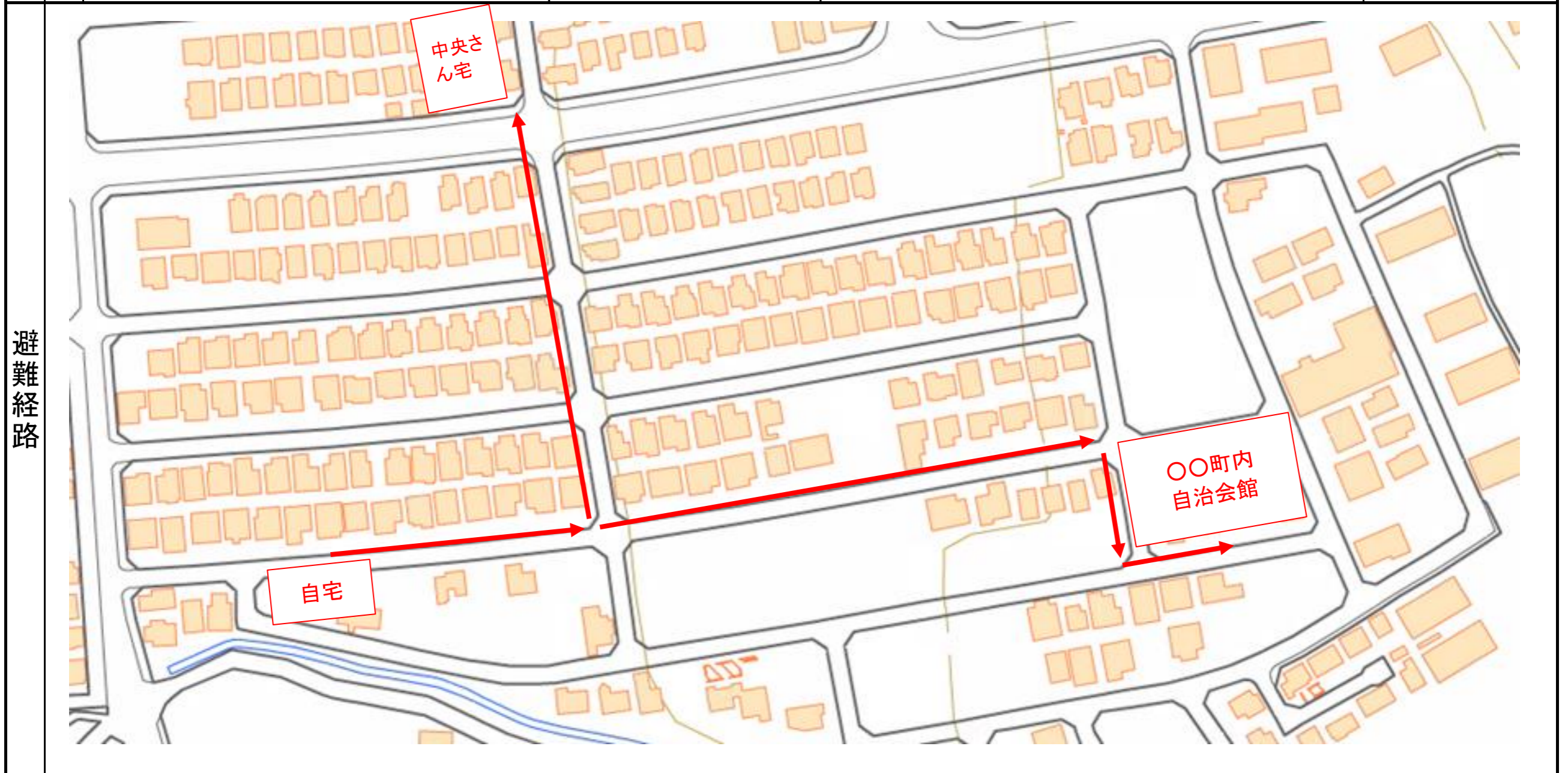
避難行動要支援者の状態	障害者手帳	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	級	障害支援区分	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6	
		<input type="checkbox"/> 療育手帳		要介護認定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5	
		<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	級	その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 重心 <input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 医療的ケア	
	主な疾患・障害等		かかりつけの医療機関等(福祉サービス事業者含む)			介護・医療機器
	○○病		医療機関名等	▲▲病院		機器名: ○○ バッテリー持続○○時間 (代替品○○)
	脳梗塞により右側に軽い麻痺がある		主治医・担当	■■■医師		
			電話番号	059-###-####		
			医療機関名等	○○福祉サービス		
			主治医・担当	□□□□		
			電話番号	059-###-####		
		医療機関名等				
		主治医・担当				
		電話番号				
		医療機関名等				
		主治医・担当				
		電話番号				
		医療機器業者(連絡先)	○○○○株式会社 (059-###-####)			
		電力会社事前登録	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 申請中			

携行医薬品	・セフェクロル(黄色痰や鼻汁がみられるようになったら内服開始)(○○薬局) ・ベータル(全身塗布1日1回)(○○薬局)
-------	--

運動機能の状況	意思伝達の方法	日常的に必要な医療的ケア
<input checked="" type="checkbox"/> 寝たきり	<input checked="" type="checkbox"/> 言語理解は難しい	<input checked="" type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> マスク式呼吸器 <input type="checkbox"/> 気管切開
<input type="checkbox"/> 座位保持はできる	<input type="checkbox"/> 身振りでYES-NOはわかる	<input type="checkbox"/> 酸素吸入 <input checked="" type="checkbox"/> 鼻口腔吸引 <input type="checkbox"/> 気管内吸引
<input type="checkbox"/> 室内をいざりなどで移動	<input type="checkbox"/> 簡単な言語理解がある	<input type="checkbox"/> 中心静脈栄養 <input type="checkbox"/> 経管栄養(経鼻・胃瘻・腸瘻)
<input type="checkbox"/> 歩行が限定的に可能	<input type="checkbox"/> 筆談ができる	<input type="checkbox"/> 透析 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 膀胱瘻
<input type="checkbox"/> 戸外でも介助なく歩ける	<input type="checkbox"/> 言語での会話ができる	<input type="checkbox"/> 人工肛門
食形態・アレルギー等	その他配慮事項	

避難支援に関する事項	(1) 災害情報入手に係るの留意事項	<input type="checkbox"/> 家族または支援者が必ず同伴し情報を入手可能 (<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> その他) <input checked="" type="checkbox"/> 外部から伝達が必要 (<input checked="" type="checkbox"/> 直接声掛けが必要 <input type="checkbox"/> 声掛け以外の方法が必要)
	(2) 避難行動時の留意事項	<input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行が不自由なので介助が必要 <input type="checkbox"/> 目や耳が不自由なので介助が必要 <input type="checkbox"/> 介護、医療器具の運搬等介助が必要 <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない
	(3) 避難先での留意事項	<input checked="" type="checkbox"/> 常時介助が必要 (内容: 食事、トイレ、着替え、入浴) <input type="checkbox"/> 一部介助が必要 (内容:) <input type="checkbox"/> 要備蓄物品 (内容:)

災害リスク	土砂災害	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当あり	(<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域)		
	浸水想定	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当あり	(<input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 内水 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 津波)		
	停電想定	<input type="checkbox"/> 該当なし <input checked="" type="checkbox"/> 該当あり	充電 ① <input checked="" type="checkbox"/> 小学校 ② ③ ④		
災害時の支援	避難先候補		連絡先	避難方法	災害リスク
	①	〇〇病院	電話番号 059-###-#### (担当者) 〇〇 〇〇	〇〇病院に連絡し、受入可能であれば搬送	<input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 浸水 <input checked="" type="checkbox"/> 停電時
	住所	〇〇町△△△-□□□			
	②		電話番号 (担当者)		<input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 浸水 <input type="checkbox"/> 停電時
住所					
③		電話番号 (担当者)		<input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 浸水 <input type="checkbox"/> 停電時	
住所					
④	在宅避難	要配慮事項 <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供 <input checked="" type="checkbox"/> 必要物品 <input checked="" type="checkbox"/> 電源確保	2階へ移動する	<input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害 <input checked="" type="checkbox"/> 浸水 <input type="checkbox"/> 停電時	



相談支援専門員	事業所名: ●●●●●●●●●● 担当者名: ■■ ■■ 電話番号: 059-###-####	課 課	電話番号: 電話番号:
町内自治会等	〇〇町内自治会 <input type="checkbox"/> 未加入		電話番号: 059-###-####(代表者)
民生委員	<input checked="" type="checkbox"/> 面識無し		電話番号:

避難支援者	①	氏名(団体名等)	連絡先	住所
		山田 一郎	電話 059-###-####/090-####-#### E-mail ****@***.***.jp	●●市〇〇町△△△-□□□
	実施可能な支援	<input type="checkbox"/> 情報伝達 <input type="checkbox"/> 安否確認 <input type="checkbox"/> 避難支援 <input type="checkbox"/> その他	(その他の内容)	
	②	氏名(団体名等)	連絡先	住所
		〇〇町内自治会	電話 059-###-####(代表者) E-mail ****@***.***.jp	
	実施可能な支援	<input checked="" type="checkbox"/> 情報伝達 <input checked="" type="checkbox"/> 安否確認 <input type="checkbox"/> 避難支援 <input type="checkbox"/> その他	(その他の内容)	
③	氏名(団体名等)	連絡先	住所	
		電話 E-mail		
実施可能な支援	<input type="checkbox"/> 情報伝達 <input type="checkbox"/> 安否確認 <input type="checkbox"/> 避難支援 <input type="checkbox"/> その他	(その他の内容)		

(注1) 避難支援者は、自らが可能な範囲において避難行動要支援者の支援を行うものであり、支援について法的な義務や責任は負いません。
(注2) 避難支援者の記載は、個人のほか、団体名のみでの記載でも構いません。例:「〇〇防災会」

事 務 連 絡
令和8年3月26日

各市町等教育委員会事務局
防災・危機管理担当主管課長 様

三重県教育委員会事務局
学校防災推進監

「学校管理下における危機管理マニュアル」及び「学校における防災の手引」の改訂について

このことについて、令和8年3月に改訂し、三重県教育委員会ホームページの下記ページに掲載しましたので、ご了知いただくとともに、貴市町等教育委員会所管の小中学校等に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 「学校管理下における危機管理マニュアル」及び「学校における防災の手引」掲載 URL
<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/17743018746.htm>
2. 主な改定内容
別添のとおり

なお、「学校管理下における危機管理マニュアル」については、「危機発生時における県教育委員会事務局の対応課一覧(令和8年3月改訂)」とともに、紙による配付を4月末までに予定しておりますので、ご了知いただきますようお願いいたします。

事務担当 教育委員会事務局 教育総務課 学校防災・危機管理班 菅原・深田 TEL:059-224-3301

鈴鹿市教育委員会 事務局教育指導課経由	
------------------------	--

「学校管理下における危機管理マニュアル」の主な改訂内容

＊文部科学省通知、県教育委員会通知等を踏まえて追加・修正

- ・「40 ツキノワグマの出没」を追加(P.135～136)

「学校における防災の手引」の主な改訂内容

第1章 三重県における災害の概要

1 地震

(2)南海トラフ地震

- ①南海トラフ地震の発生の可能性

2ページ 中段

- ・ 「2024年(令和6年)1月1日時点」を「令和7年9月26日、地震調査委員会は、南海トラフの地震活動について、新たな知見を踏まえ、地震発生確率の計算方法を見直し、長期評価を一部改訂」に修正
- ・ 表内の今後一定期間内(30年以内)の地震発生確率を「70～80%」から「60%～90%程度以上 すべり量依存BPTモデル」、「20～50% BPTモデル」に修正

2ページ 下段

- ・ 「全国地震動予測地図2020年版」の記載を削除

第5章 事後の危機管理(立て直す)

5 学校が避難所となる際の対応

55ページ 上中段

- ・ 「三重県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年5月修正)を「三重県避難所運営マニュアル策定指針」(令和7年3月改定)に修正

第6章 南海トラフ地震に関する情報発表時の対応

3 南海トラフ地震臨時情報

70ページ 1段落1行目

- ・ 「今後30年以内の発生確率が70%～80%とされる南海トラフ地震」を「地震発生間隔と隆起量データを用いた計算方法(すべり量依存BPTモデル)で60～90%程度以上、また、多くの海溝型地震で用いている、発生間隔のみを用いた計算方法(BPTモデル)で20～50%」に修正

※上記は主な修正箇所であり、これ以外にも必要な文言修正等を行っています。

鈴 教 指 第 号
令和 8 年 4 月 日

(宛先) 関係幼小中学校 (園) 長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

水防法に基づく避難確保計画の見直し・作成について (依頼)

水防法及び土砂災害防止法の改正により、河川及び高潮の浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に所在する学校等の要配慮者利用施設の管理者による避難確保計画の作成が義務付けられています。

については、昨年度、作成いただいた学校避難確保計画について、下記のとおり見直し・更新をお願いします。

なお、今年度、新たに指定河川の浸水想定区域または土砂災害警戒区域に指定された学校・園につきましては、学校避難確保計画を作成いただきますようお願いします。

記

- 1 提出物 避難確保計画作成 (変更) 報告書
【様式】学校避難確保計画
- 2 提出部数 各 1 部
- 3 提出期限 令和 8 年 6 月 30 日 (火)
- 4 提出先 鈴鹿市 教育委員会事務局 教育指導課 (部署メール)
鈴鹿市 危機管理部 防災危機管理課 (部署メール)
- 5 送付文書
 - (1) 避難確保計画作成 (変更) 報告書及び記入例
⇒ 教育指導課及び防災危機管理課へ提出
 - (2) 【様式】学校避難確保計画及び記載例
⇒ 教育指導課及び防災危機管理課へ提出
 - (3) 社会福祉等施設及びハザード一覧 (一部抜粋)
 - (4) 様式別参考資料

裏面へ

- (5) 安全的行事実施届⇒ 学校休業日を除く実施5日前までに、教育指導課へ提出
- (6) 避難訓練実施報告書⇒ 実施後、防災危機管理課へ提出

6 その他

- (1) 学校避難確保計画の見直しに当たっては、国土交通省のウェブサイト「自衛水防（企業防災）について（要配慮者利用施設の浸水対策）」、「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」及び送付文書（4）を参考にしてください。
- (2) 送付文書（3）につきまして、ハザードマップの更新に伴い、新たに指定河川の浸水想定区域に該当する学校（園）を追加しました。資料内の赤い×印は本年度追加された項目、黄色塗りの学校（園）は、新たに「避難確保計画」の作成が必要となる学校（園）です。内容をご確認ください。
- (3) 避難確保計画の記載内容に関する問合せは、防災危機管理課（059-382-9968）まで御連絡ください。
- (4) 避難確保計画に基づく防災訓練の実施及び報告も義務付けられています。
- (5) 送付文書（5）を提出する際は、本件に係る安全的行事が、避難確保計画に基づく内容であることを記載、又は、その旨を記載した資料を添付して教育指導課へ提出してください。実施後は、送付文書（6）を防災危機管理課へ提出してください。

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 森本 葵

TEL : 059-382-9028 E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

特別支援教育の推進について

1 鈴鹿市における特別支援教育について

(1) 教員の資質向上

関係する全ての教職員が、年間1回以上、特別支援教育に関わる研修会に参加する。

※特別支援学級公開授業等の校内研修や通級指導教室やすずっこスクエアの参観を含む。

(2) 特別支援学級における指導の充実

ア 個別のニーズに応じ、適切な指導を行うため、週の授業時数の半分以上を、特別支援学級において実施する。

イ 杉の子特別支援学校、かがやき特別支援学校の地域支援コーディネーターによる、児童生徒の教育相談や研修会等での指導・助言等を活用する。

ウ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

- ・一昨年度実施した「特別支援教育に関する調査」において自立活動を実施していないと回答した学校が散見されたことから、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れ、時間割に位置付けること。
- ・児童生徒の障がいの程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

(3) 通級による指導の充実

ア 通級による指導は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定めて行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

イ 次のとおり通級指導教室を設置する。

(ア) 言語 … 石薬師小、玉垣小(2教室)、千代崎中

(イ) 発達障がい等 … 神戸小、飯野小、稲生小、旭が丘小、白子小、加佐登小、若松小、玉垣小(1教室)、創徳中、神戸中、白鳥中、白子中、鼓ヶ浦中

(※着色校は、新設校を表す。)

ウ 通級指導教室担当者会及び通級指導教室公開授業を実施する。

※通級する児童生徒の担任はもとより、特別支援教育の研修として積極的に公開授業に参加するよう努める。

エ アウトリーチ及び巡回指導を活用し、通級指導教室との連携を深める。

(4) 通常の学級における特別支援教育の推進

- ア 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒について、別室での指導により支援するだけでなく、当該児童生徒を含めた学級全体に対する指導により、共に生きる仲間づくりを重視する。
- イ 学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒が理解しやすいよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善を行う。

(5) 保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校の連携

- ア 各中学校区で私立保育園・幼稚園等を含めた特別支援教育コーディネーター会議の開催を推進する。進学元と進学先が交流を行い、こどもに途切れのない支援を講じることができる体制の構築を図る。
- イ 進学先の担当者と進学元の担当者が、次年度に進学する支援の必要な幼児・児童の特性や支援方法等について引継ぎを行う。
- ウ 進学先担当者は、次年度に進学する支援の必要な幼児・児童の様子を進学元で観察する。

(6) 小・中学校における医療的ケアの推進

鈴鹿市立学校における医療的ケア実施に関するガイドラインに則り、学校における安全・安心な医療的ケア実施体制の充実に努める。

2 「すずっこファイル」の作成と活用について

特別支援学級に在籍する児童生徒と通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成する。

(1) 個別の指導計画

- ア 支援が必要な幼児児童生徒について、学校園における指導計画や指導内容・支援方法を検討して記載し、それに基づいた指導を行う。
- イ 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校園内ケース会議及び引継ぎ会を関係者と連携して実施し、その内容等を参考にして記録する。
- ウ 通級による指導を受けている児童生徒について、通級による指導に関して記載すべき事項が個別の指導計画に記載されている場合は、その写しを指導要録の様式に添付することをもって、指導要録への記入に替えることも可能とする。

※記載すべき事項

通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等

(2) 個別の教育支援計画

- ア 支援が必要な幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を効果的に実施するため、保護者や関係機関と連携して、長期的な計画を作成する。保護者の了承の下、作成・更新を進める。
- イ 「関係機関の具体的な支援内容」欄に、合理的配慮・通級指導教室での指導の有無について記載する。

<学校における「合理的配慮」の具体例>

- ・ 個別課題の提供 ・ 拡大教科書の使用 ・ 掲示物など刺激の減少
- ・ 教室配置の配慮 ・ 座席の配慮 ・ クールダウンのためのスペース確保 等

通級による指導の充実に向けた取組について

1 目的

- ・児童生徒が通級による指導で学んだことについて、在籍学級、学校での学習や生活の向上につながっていることを実感できるように、通級指導教室が設置されている学校（以下「設置校」という。）と通級による指導を受ける児童生徒が在籍する学校（以下「在籍校」という。）の間の連携を深める。
- ・送迎手段がないことを事由に、希望があるにもかかわらず通級による指導を受けられない児童生徒に対して適切な環境を整える。
- ・通級指導教室担当教員の勤務時間の平準化を図る。

2 課題

- ・通級による指導を受ける児童生徒の担任等が通級指導教室公開授業を参観していない場合がある、通級指導教室担当者が在籍校を訪問する機会が十分に確保できないなど、設置校と在籍校の間の連携に課題がある。
- ・他校通級は保護者による送迎が必要となるなど、保護者や児童生徒の負担が大きいため、通級による指導の対象児童生徒が希望しているにもかかわらず、送迎の手段がないことを事由に通級による指導を受けることができない場合がある。
- ・少人数指導の実施や適切な時間数の授業を行うことなど、効率的かつ効果的な運用を推進するため、通級指導教室担当者の時間割編成を考慮する必要がある。

3 方法

(1) アウトリーチについて

- ・通級指導教室担当者が通級による指導を受ける児童生徒の在籍校を訪問し、情報収集を行ったり、担任との連携を深めたりする。
- ・円滑に実施できるように、設置校は通級指導教室担当者にできる限り、在籍校を訪問する時間を確保する。

※実施手順

- ①通級指導教室担当者は、通級による指導を受ける児童生徒及び保護者にアウトリーチの意義を説明し、在籍校を訪問することを伝える。
- ②設置校の校長は、在籍校の校長へ通級指導教室担当者がアウトリーチを行うことを伝えるとともに、日程調整を行う。
- ③通級指導教室担当者は、在籍校において通級による指導を受ける児童生徒を観察する。また、担任との連携方法について、訪問時に電話連絡やオンライン等、適切な方法を協議の上、決定する。

※通級指導教室担当者の在籍校訪問は、兼務発令ではなく出張扱いとする。

(2) 巡回指導について

- ・緊急を要する児童生徒に対して、通級指導教室担当者が対象の児童生徒が在籍する学校へ巡回して指導を行う。

- ・発達障がい等で通級による指導を希望する児童生徒数の増加及び担当者配置人数等を鑑み、令和8年度当初の巡回指導実施校（設置校）は、以下のとおりとする。

設置校	在籍校
神戸小学校	一ノ宮小学校②、河曲小学校②
加佐登小学校	牧田小学校②
旭が丘小学校、白子小学校	緊急を要する児童在籍校
白鳥中学校	平田野中学校、鈴峰中学校（緊急を要する際）
創徳中学校	その他の中学校 （緊急を要する際）

※丸数字は、週当たりの指導日数を表す。ただし、設置校での指導人数の状況により変更することもある。

- ・設置校は、円滑な巡回指導に向けて、担当者の時間割を可能な範囲で調整する。
 - ①巡回指導の対象とする学校については、各校の要望を基に、設置校と教育委員会事務局で協議の上、決定する。
 - ※通級による指導の対象となる児童生徒数や通級による指導教室の有無、設置校からの距離等を勘案し、対象校を決定する。
 - ※保護者の送迎が難しい場合、自校でしか通級を受けられない場合に優先して、巡回指導を行う。部活動や授業に参加したい場合は、緊急を要する場合にあたらない。
 - ②教室準備、実施体制等については、設置校と対象校が協議を行う。
 - ③巡回通級体制の整備後、速やかに児童生徒の受入れを行い、指導を行う。
 - ※巡回指導を行う場合は、通級指導教室担当者に兼務発令を行う。

4 その他

(1) 巡回指導時に使用する教材について

- ・原則、設置校の現有教材で行うが、対応が難しい場合は、在籍校と協議する。

(2) 書類の形式について

- ・現在使用している通級指導教室に係る書類に巡回指導であることを追記する。
(【記載例】通級指導関係届出書巡回指導)を参照すること。)

(3) 通級による指導を希望する児童生徒が少ない設置校の在り方について

- ・通級による指導を実施しない時間に、他校の通級指導教室の異なる種別の授業参観を行うなど、どの種別においても指導できるよう、研修や自己研鑽に努めるものとする。

(4) 通級による指導を希望する児童生徒の受入れについて

- ・必要に応じて少人数指導を取り入れるなど、通級による指導を希望する児童生徒が指導を受けられない状況をできる限り減じるように努めるものとする。

【関係法令】 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第7条
(前略) 障害に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒
(中略) の数にそれぞれ十三分の一を乗じて得た数の合計数
令和8年度…【基礎定数化】 13.0人

令和8年度 非認知能力の育成について

1 4月当初 新転入教職員を中心に、非認知能力育成について周知

(1) 実施時期 4月当初

(2) 使用資料

ア Chromebook > 鈴鹿市教育委員会事務局特設サイトのポータルサイト

> 令和6年度スタート！非認知能力の育成

> 資料① 非認知能力の育成について

資料② アンケート項目一覧

資料④ 学習指導案例

資料⑤ ワークシート例

資料⑥ 児童生徒用スライド

イ 教職員用リーフレット

2 中学校区単位で共通取組等の検討

(1) 実施時期 前年度末～4月

3 非認知能力アンケートの実施

(1) 実施時期 10～11月

(2) 対象学年 小学4年生～中学3年生

(3) 実施後、各校・各中学校区で結果分析及び取組の検討

4 【小学校のみ】絵本リーフレットの配付

(1) 実施時期 就学時検診 又は 入学説明会

(2) 対 象 次年度入学予定児童の保護者

(3) 使用資料

ア Chromebook > 鈴鹿市教育委員会事務局特設サイトのポータルサイト

> 令和6年度スタート！非認知能力の育成

> 資料③ 絵本用スライド

イ リーフレット

「子どもの非認知能力を育むために～子どもに愛を伝えるえほんの読み聞かせ～」

5 その他(参考資料)

(1) 非認知能力を高める【中学校区】【各学校】の年間取組例 (令和6年度 ワーキンググループ W G 作成)

(2) 今日から始める 非認知能力を育む日常的な ソーシャルスキルトレーニング S S T (令和7年度WG作成)

令和7年度 非認知能力アンケート結果(否定的回答割合ver.)

回答者数(小学校4,575人+中学校3,964人=8,539人) 回答率87.1%

(点)	やりぬく力	要素のみ割合	累計数	累計割合
4	104	1.22%	104	1.22%
5	80	0.94%	184	2.15%
6	111	1.30%	295	3.45%
7	162	1.90%	457	5.35%
8	369	4.32%	826	9.67%
9	553	6.48%	1,379	16.15%
10	715	8.37%	2,094	24.52%
11	957	11.21%	3,051	35.73%
12	1,481	17.34%	4,532	53.07%
13	1,343	15.73%	5,875	68.80%
14	1,069	12.52%	6,944	81.32%
15	736	8.62%	7,680	89.94%
16	859	10.06%	8,539	100.00%

8,539人

(点)	自己肯定感	要素のみ割合	累計数	累計割合
4	292	3.42%	292	3.42%
5	106	1.24%	398	4.66%
6	141	1.65%	539	6.31%
7	218	2.55%	757	8.87%
8	309	3.62%	1,066	12.48%
9	382	4.47%	1,448	16.96%
10	519	6.08%	1,967	23.04%
11	729	8.54%	2,696	31.57%
12	1,140	13.35%	3,836	44.92%
13	977	11.44%	4,813	56.36%
14	975	11.42%	5,788	67.78%
15	1,128	13.21%	6,916	80.99%
16	1,623	19.01%	8,539	100.00%

8,539人

(点)	自制心	要素のみ割合	累計数	累計割合
4	84	0.98%	84	0.98%
5	91	1.07%	175	2.05%
6	128	1.50%	303	3.55%
7	281	3.29%	584	6.84%
8	496	5.81%	1,080	12.65%
9	696	8.15%	1,776	20.80%
10	988	11.57%	2,764	32.37%
11	1,159	13.57%	3,923	45.94%
12	1,380	16.16%	5,303	62.10%
13	1,228	14.38%	6,531	76.48%
14	901	10.55%	7,432	87.04%
15	597	6.99%	8,029	94.03%
16	510	5.97%	8,539	100.00%

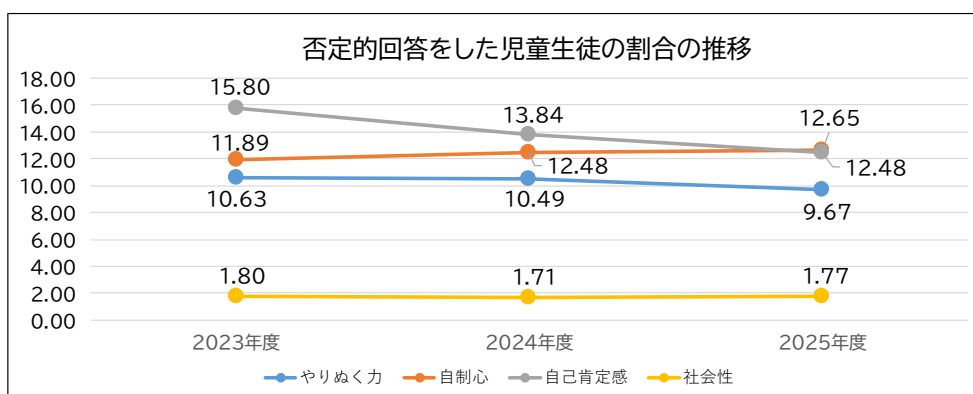
8,539人

(点)	社会性	要素のみ割合	累計数	累計割合
4	23	0.27%	23	0.27%
5	6	0.07%	29	0.34%
6	17	0.20%	46	0.54%
7	31	0.36%	77	0.90%
8	74	0.87%	151	1.77%
9	130	1.52%	281	3.29%
10	213	2.49%	494	5.79%
11	401	4.70%	895	10.48%
12	1,079	12.64%	1,974	23.12%
13	1,046	12.25%	3,020	35.37%
14	1,377	16.13%	4,397	51.49%
15	1,643	19.24%	6,040	70.73%
16	2,499	29.27%	8,539	100.00%

8,539人

「鈴鹿市版非認知能力アンケート」において、各要素について否定的な回答をした児童生徒の割合の推移

重点的要素	目標値	2023年度	2024年度	2025年度	
やりぬく力	各要素 10%未満	10.63%	10.49%	9.67%	↑
自制心		11.89%	12.48%	12.65%	↓
自己肯定感		15.80%	13.84%	12.48%	↑
社会性	1.80%未満	1.80%	1.71%	1.77%	↓



令和8年度 学力向上支援事業

「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援」 要項

教育指導課

1 目的

- ・ 経験年数5年以下の教諭、常勤講師、及び希望する教員を対象に、授業を基に指導・助言を行い、授業力や学級指導力を向上させ、児童生徒の学力向上を図る。

2 対象者

- ① 経験年数 1～5年目教員 ② 希望する教員 ③ 校長からの依頼がある教員
※下記の担当する学校の中で、【 】の学校は県事業対象校のため、経験年数1年目（教諭と常勤講師）及び経験年数2年目～5年目（常勤講師）を対象とする。

3 支援員

学力向上支援員 : 藤本 尚 ・ 堀之内 宏行 ・ 山田 晋司 ・ 三浦 洋子

4 支援内容

- 教員の指導力を向上させることで、児童生徒の学力の向上を図る。
- 経験年数5年以下教員を対象とした「授業づくりの手引き」を配布し、授業改善に向けた支援につなげる。
- 授業を参観し、指導内容・指導方法、学習習慣づくり、学級指導等について支援する。
- 公開授業研修会・学習会において、学級指導や授業力向上に向けて助言する。
- 学校経営における課題（学力向上・研修等）の解決に向け、相談に応じる。
- こども主体の授業に向けた授業改善について助言する。

5 支援方法

(1) 4人で対象者をそれぞれ分担し、授業を参観し、指導力向上に向け支援する。

- | | | |
|--------------------|------------------|--------|
| ・ 経験年数1年目教員 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 年間 5 回 |
| ・ 経験年数2年目教員 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 年間 4 回 |
| ・ 経験年数3年目教員 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 年間 3 回 |
| ・ 経験年数4年目教員 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 年間 1 回 |
| ・ 経験年数5年目教員・希望する教員 | ・・・・・・・・ | 希望に応じて |

- * 教諭の経験年数には、講師時年数は含まない。
- * 対象者のない学校についても、年間、複数回訪問することがある。
- * 校長からの依頼により、指導回数は増減することもある。

(2) 担当する学校

<藤本 尚>

神戸小、稲生小、玉垣小、【白子小】、深伊沢小、椿小、
天栄小、鈴峰中、平田野中、

<堀之内 宏行>

国府小、牧田小、庄内小、栄小、飯野小、愛宕小、
天栄中、【神戸中】、鼓ヶ浦中

<山田 晋司>

箕田小、旭が丘小、河曲小、【桜島小】、明生小、若松小、
庄野小、鈴西小、白鳥中、白子中

<三浦 洋子>

【加佐登小】、清和小、長太小、石薬師小、鼓ヶ浦小、一ノ宮小
井田川小、千代崎中、【大木中】、創徳中

6 訪問日

訪問予定日（調整表）を当該校に送付し、各校で検討された結果を教育指導課に送付する。
学校から返送された調整表を基に「決定表」を送付する。
決定後も、学校からの希望に応じて、随時訪問することは可能である。

7 事務手続き等の流れ（1学期分）

4月 1日（水） 教育指導課から 学校へ 文書をメールにて送付



- ① 「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援について(依頼)」
- ② 「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援 要項」
- ③ 「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援 対象者表」
- ④ 「訪問を避ける日 (表)」

4月 3日（金）までに 学校 ⇨ 教育指導課へ 文書を提出（iFAX・メール可）

- ① 「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援 対象者表」
- ② 「訪問を避ける日 (表)」

4月 8日（水） 教育指導課から ⇨ 学校へ

- ・「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援 調整表」

4月 9日（木）

～

4月 15日（水）

- ・担当支援員が各学校を訪問し、事業内容を説明する。
（ 事前に日程調整 ）

4月 10日（金）までに 学校 ⇨ 教育指導課へ文書を提出（iFAX・メール可）

「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援 調整表」

4月 15日（水） 教育指導課 ⇨ 学校へメールにて文書を送付

- ① 「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援 決定表」
- ② 「指導事例」
- ③ 「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援（1学期）申込書」

4月 17日（金）から 教員への支援開始

4月 21日（火）までに 学校 ⇨ 教育指導課へ文書を提出（iFAX・メール可）

- ・「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援（1学期）申込書」

令和8年度担当者会等一覧（予定）

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課

担当者会名	開催日	場所
学力向上兼情報教育推進 担当者会 (指導教諭を含む)	4月16日(木) 15:30~17:00 2月19日(金) 15:30~17:00	市役所1203 オンライン(校区)
学力向上担当者会	8月26日(水) 9:30~12:00	市役所1203
情報教育推進担当者会	10月16日(金) 15:30~17:00	オンライン(校区)
小学校英語教育担当者会	5月29日(金) 16:00~17:00 9月18日(金) 16:00~17:00	オンライン オンライン
中学校英語教育担当者会	5月22日(金) 16:00~17:00 10月2日(金) 16:00~17:00	オンライン オンライン
学校図書館担当者会	4月23日(木) 15:30~17:00 夏季研修講座に位置付け実施	市役所1203 未定
道徳教育担当者会	4月17日(金) 16:00~17:00 2月26日(金) 16:00~17:00	オンライン 市役所502
食育担当者会	4月20日(月) 15:30~17:00	市役所1203
特別支援教育 コーディネーター会議	4月13日(月) 15:30~17:00 9月10日(木) 16:00~17:00 10月15日(木) 15:30~17:00	オンライン(校区) オンライン(校区) オンライン(校区)
通級指導教室担当者会議	4月8日(水) 15:30~17:00 7月17日(金) 15:30~17:00 1月8日(金) 15:30~17:00	市役所1102 市役所1102 市役所1102
職場体験学習(チャレンジ14) 担当者会	4月20日(月) 15:30~17:00 2月12日(金) 15:30~17:00	市役所1003 市役所1102

※会場、オンライン実施等、変更する可能性あり。【令和7年3月10日時点】

鈴鹿市版架け橋プログラムの運用について

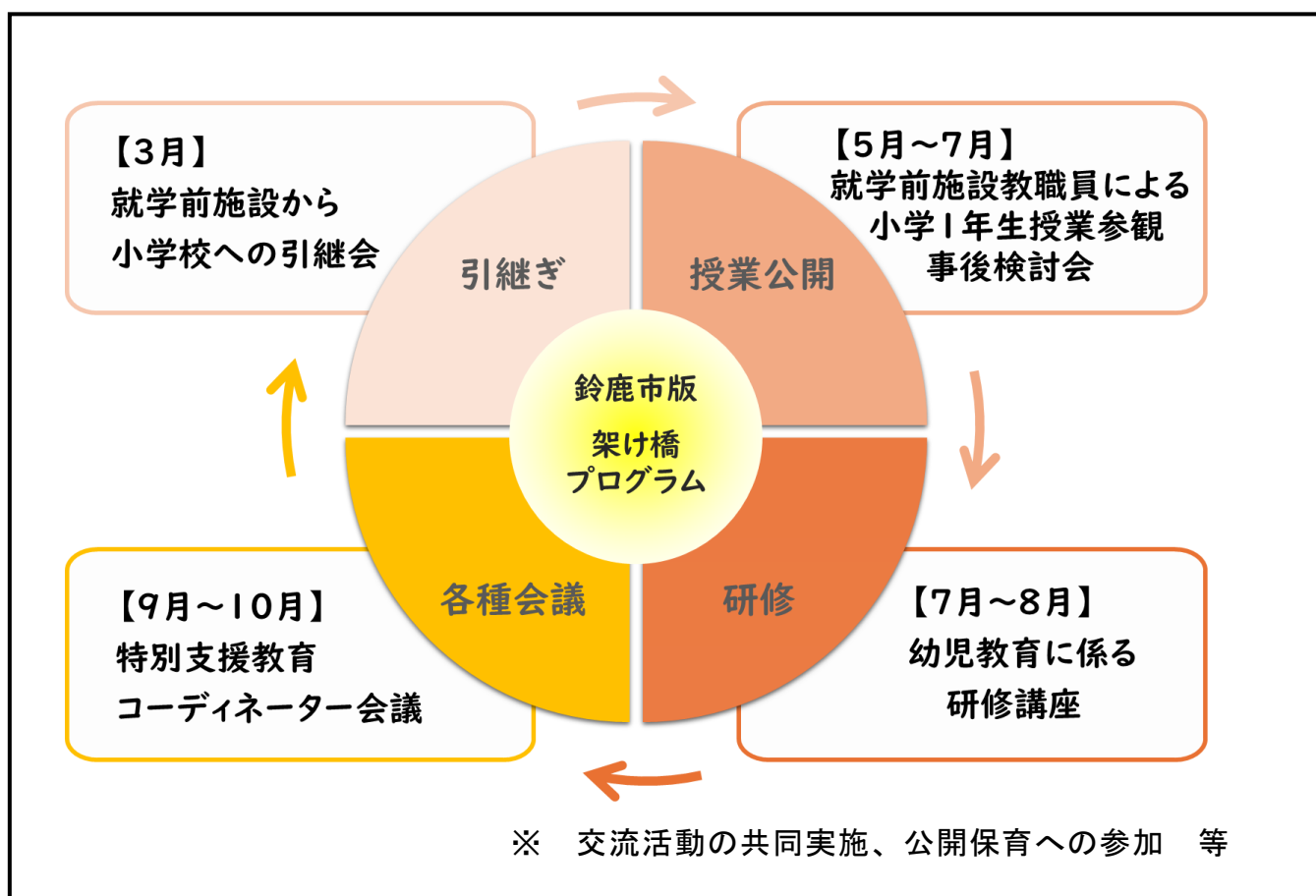
1 鈴鹿市版架け橋プログラムの趣旨

「鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドライン」に基づき、「自ら学ぶ子ども～自律した学習者～」の育成をめざし、一貫教育を推進するに当たっては、就学前から中学校卒業までのこどもの学びの連続を意識した長期的・系統的な教育の展開が求められます。そのためには、校種や職種を超えた教職員の連携・協働が不可欠です。

一貫教育の具体的な取組の一つとして示されている「就学前施設との連携」において、鈴鹿市版架け橋プログラムを活用し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続をめざします。

2 今後の運用について

(1) 具体的な取組例（年間サイクル）



(2) 接続の対象

原則、小学校区に存する就学前施設を対象としますが、中学校区や近隣の学校区において、対象を調整することも可能です。

入学した児童が在籍していた就学前施設に対象を拡大しても構いません。

つながろう、語り合おう！ 鈴鹿の架け橋プログラム

【R7.5 試行版】

人とつながり自ら豊かな未来を切り拓く鈴鹿の子ども(鈴鹿市教育振興基本計画)

<p>めざす子ども像</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>5歳児</p> <p>興味関心をもって環境に関わり、感じたことや考えたことを表現する 共通の目的の実現に向けて友達と試行錯誤したり、考えを広げたり深めたりする 見通しをもって生活したり、様々なことに挑戦したりする</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>小学1年生</p> <p>小学校生活に慣れ、周囲の友達と関わり合いながら安心して生活する 学ぶ意欲をもち、進んで学習に取り組む</p> </div> </div>
<p>資質・能力の育成</p>	<div style="text-align: center;"> <p>…連続性・一貫性…</p> <p>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿) 具体的な姿の共有、円滑な接続の手がかり</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>学びに向かう力、人間性等 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする</p> <p>環境を通して行う教育</p> <p>知識及び技能の基礎 感じる、気づく、わかる、できる 等</p> <p>思考力、判断力、表現力等の基礎 考える、試す、工夫する、表現する 等</p> <p>小学校以降で育まれる資質・能力を見通し、 幼児期にふさわしい教育を通して、その充実を図る ☆興味関心 ☆自発的な活動=遊び ☆直接的・具体的な体験 ☆総合的な発達 等</p> <p>前倒し、先取りの教育ではない</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○健康な心と体 ○自立心 ○協同性 ○道徳性・規範意識の芽生え ○社会生活との関わり ○思考力の芽生え ○自然との関わり・生命尊重 ○数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ○言葉による伝え合い ○豊かな感性と表現</p> <p>主体的・対話的で深い学び</p> <p>個別最適な学びと協働的な学びの 一体的な充実</p> <p>ゼロからのスタートではない</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>学びに向かう力、人間性等 どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか</p> <p>系統的な教科等教育</p> <p>知識及び技能 何を理解しているか、何ができるか</p> <p>思考力、判断力、表現力等 理解していることやできることをどう使うか</p> <p>幼児期に育まれた資質・能力を踏まえた教育 活動を展開する ☆各教科等の資質・能力の育成 ☆単元や題材など 内容や時間のまとまりを見通した授業展開 ☆各教科等の特質に応じた見方・考え方→より質の 高い学び ☆基礎的・基本的な知識及び技能の習得</p> </div> </div> </div>
<p>遊びや学びのプロセスを 意識したつながり</p>	<div style="text-align: center;"> <p>健康な心と体 自立心 協同性 道徳性・規範意識の芽生え 社会生活との関わり 思考力の芽生え 自然との関わり・生命尊重 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 言葉による伝え合い 豊かな感性と表現</p> <p>相互に関連し合い、一体的に育まれていく</p> <p>時間の流れを意識したり、状況の変化を予測したりして、見通しをもって行動する 生活行動を自分で行うことの必要性がわかり、体を大切にする活動を進んで行う</p> <p>諸感覚を働かせながら思い切り体を動かしたり、様々な遊びを楽しんだりする</p> <p>考えて行動したり、繰り返し挑戦したりする中で、自信をもって行動するようになる</p> <p>友達と関わる中で自己を発揮し、思いを伝え合ったり試行錯誤したりしながら、共通の目的の実現に向けて活動する</p> <p>きまりを守る必要性がわかり、より遊びを楽しむために、自分の気持ちを調整したり、友達と折り合いを付けたりする</p> <p>いろいろな人や地域に親しみを持ち、社会とのつながりを意識して生活する</p> <p>物の性質や仕組みに気づき、それらを生かして身近な環境との多様な関わりを楽しむ</p> <p>好奇心や探究心をもって身近な自然事象に多様に関わったり、身近な動植物に 愛着をもち、生命を大切にしようとする</p> <p>数量や図形、標識や文字などに触れ、興味や関心を深め、必要感をもって生活や遊びに取り入れる</p> <p>言葉のやり取りの楽しさを感じ、工夫しながら伝えたり、相手の話を聞いて理解したり共感したりする</p> <p>生活の中で心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにしながら、感じたことや考えたことを多様に表現する</p> <p>時間割を含めた生活の流れがわかり、次の活動を考えて準備したり、安全に気を付けて過ごしたりする</p> <p>学習における運動遊びや友達と一緒に遊ぶことを楽しむ</p> <p>生活や学習における課題を自分のこととして受けとめ、意欲的に取り組む</p> <p>集団生活の中で、目的に向かって自分の力を発揮し、教師や友達と協力して生活したり学び合ったりする</p> <p>気持ちや行動を自律的に調整し、学校生活を楽しいものにしていく</p> <p>地域への親しみや地域の中での学びの場を広げていく</p> <p>新しい環境や教科等の学習に興味や関心をもって主体的に関わったり、問題を解決しようとする</p> <p>自然の事物や現象に関心をもち、その理解を確かめたり、生命あるものを大切に、生きることのすばらしさについて考えを深めたりする</p> <p>学習に関心をもって取り組み、実感を伴って理解しながら、日常生活で活用する態度を養う</p> <p>友達と互いの思いや考えを伝え合い一緒に活動したり、目的や状況に応じて言葉を選んで伝えようとする</p> <p>感性を働かせ、表現することを楽しむ 自分の気持ちや考えを適切に表現する方法を選び、教科等の学習や小学校生活を意欲的に進める</p> </div>
<p>指導上の配慮事項</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>○一人ひとりの幼児の活動を理解する(理解者)</p> <p>○幼児とともに遊びや生活をつくり出す(共同作業)</p> <p>○幼児の憧れを形成するモデルとなる</p> <p>○遊びや課題解決を援助する(援助者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け止める、考えを促す、待つ、仲立ちする 等 <p>○幼児が自発的に関わりたくなる環境を構成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間や空間・もの(教材)の確保・保障、昨日の経験から、人間関係を意識、こどもと一緒に 等 </div> <div style="width: 30%; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>共通の視点</p> <p>○こども同士の考えをつなぎ、こどもとともに創造する</p> <p>○多様なこども一人ひとりの可能性や活躍の場を引きだす 集団づくり</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>○安心感をもち、新しい人間関係を築けるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児期に親しんできた活動(時間や場の確保)、交流活動 等 <p>○児童の発達の特性を踏まえて、時間割や学習活動を工夫する (生活科を中心とした合科的・関連的な指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短い時間を活用した時間割の構成 ・具体的な活動(体験)を伴う学習活動 ・児童の意欲の高まりを大切に、自らの思いや願いの実現に向けた活動 </div> </div> <p>幼稚園等ではどうしていた…?</p>
<p>連携・研修</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>・保育参観/授業参観</p> <p>・中学校区合同研修</p> <p>・研究保育/研究授業</p> <p>・鈴教研委託校(園)研究発表</p> <p>・ねらいをもったこどもの交流 等</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>例えば… 保幼小の先生が、このような 視点で話し合ってみると…</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>互いの実践に学ぶ …幼児期の遊びを通じた学びが、小学校以降の学習にどのようにつながっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びの中で資質・能力が一体的に育まれている具体的な姿とは？ ・過程を楽しむ幼児の姿とは？ ・幼稚園等・小学校それぞれにおける協働的な学びとは？ ・幼稚園等・小学校それぞれにおけるこどもの主体的な姿とは？ ・教科等における系統的な学びとは？ <p>特別支援及び国際理解に係る視点は？ 集団における学びと個々への支援、視覚支援や話を聞く形態等の工夫、 言語的・文化的背景を踏まえたこども理解と信頼関係の構築、 遊びや生活の中で自然に日本語や生活習慣に触れる姿、 家庭との連携の様子 等</p> </div> </div>

鈴鹿市版架け橋プログラムの具体的な進め方

1 趣旨

「自ら学ぶこども～自律した学習者～」の育成のためには、一貫教育の推進に向け、こどもの学びの連続を意識した保幼小の円滑な接続を図る取組が不可欠です。

本市においては、職種や校種を超え、教職員同士が気軽に話し合える関係づくりや相互理解を深めることを保幼小接続の取組の起点とします。

その具体的な取組として、各小学校における授業公開（就学前施設教職員による小学1年生の授業参観及び事後検討会）の実施をお願いします。

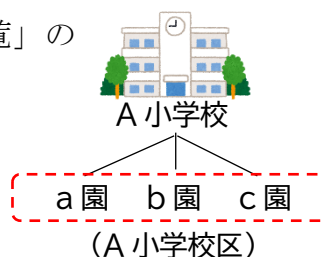
2 具体的な進め方

(1) 対象園の決定

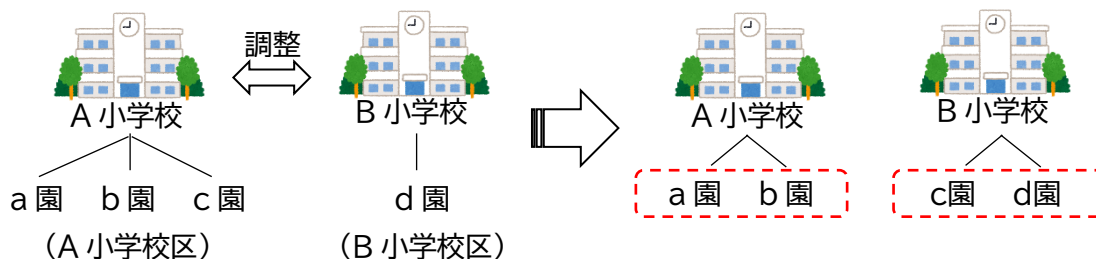
原則、小学校区に存する就学前施設を対象とします。

(以下、内が、対象園)

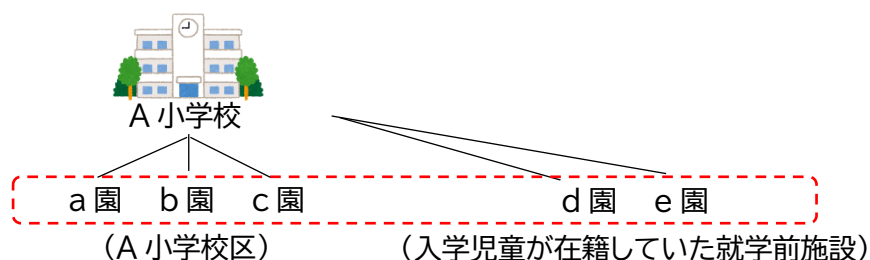
- ◆パターン1◆ 「学校区別就学前施設一覧」の該当施設を対象とする。



- ◆パターン2◆ 中学校区または近隣の学校区において調整の上、対象園を決定する。



- ◆パターン3◆ 「学校区別就学前施設一覧」の該当施設に加え、入学した児童が在籍していた就学前施設等に対象を拡大する。



(2) 案内・調整

授業公開の内容（日程等）を決定し、対象園へ案内を行ってください。

（案内送付以外に、対象園と直接連絡をとり、日程等を調整の上、決定することも可能です。）

案内するすべての園が出席するとは限りません。

(3) 授業公開（授業参観及び事後検討会）の実施

こどもの具体的な姿をもとに、事後検討会での話し合いを行ってください。

- * 「鈴鹿市版架け橋プログラム」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用する。
- * 共通点・相違点・疑問点・大切にしている点等を出し合いながら、こどもの育ちを連続してとらえる。
- * 育みたい資質・能力、めざすこども像、架け橋期に大切にしたいこと等について話し合い、それぞれの教育実践に生かす。

(4) 研修講座の実施（教育委員会事務局主催）

講演を聞き、様々な校種や職種の教職員が話し合う機会とします。

また、授業公開等、これまでの取組を踏まえた話し合いも想定しています。

(5) その他の取組の実施

各校区における連携・接続の状況により、その他の取組についても、今後、御検討ください。

こども同士の交流活動の実施や公開保育への参加等、互恵的な取組となるよう、御協力をお願いします。

学校区別 就学前施設一覧

中学校区	小学校区	公立幼稚園	公立保育所	私立幼稚園	私立保育園	認定こども園
鈴峰 中学校	鈴西小学校		深伊沢保育所			くまだこども園 きしだこども園
	椿小学校					
	深伊沢小学校				ながさわ保育園	
	庄内小学校				庄内青い鳥保育園	
白鳥 中学校	加佐登小学校				白鳩保育園 かもめ保育園	
	石薬師小学校				第2石薬師保育園	石薬師認定こども園
	井田川小学校					
平田野 中学校	国府小学校	国府幼稚園			柗檀保育園 ひので保育園	
	庄野小学校					
	明生小学校		牧田保育所			
創徳 中学校	牧田小学校					トーマスぼーや保育園
	飯野小学校	飯野幼稚園		道伯幼稚園	あかつき保育園	
	清和小学校		算所保育所		ハートピア保育園	
神戸 中学校	河曲小学校		河曲保育所		竹野の森こども園	
	一ノ宮小学校		一ノ宮保育所			高岡ほうりん認定こども園
	神戸小学校	神戸幼稚園	神戸保育所 西条保育所	すずか幼稚園		
大木 中学校	長太小学校				長太の浦保育園 第二長太の浦保育園	ほうりん認定こども園
	箕田小学校					
	若松小学校				くすのき保育園	
千代崎 中学校	玉垣小学校	玉垣幼稚園	玉垣保育所	第2すずか きしおか幼稚園	ひばり保育園 みそら保育園 ぐみの木ほいくえん	
白子 中学校	稲生小学校			さくら幼稚園	野町保育園	
	旭が丘小学校	旭が丘幼稚園			旭が丘保育園	
	桜島小学校					
鼓ヶ浦 中学校	白子小学校				鼓ヶ浦保育園 あおい保育園 ドリームハウス保育園 大鳥保育園	白子ひかり幼稚園
	愛宕小学校		白子保育所		サラナ保育園	
	鼓ヶ浦小学校					
天栄 中学校	栄小学校					認定こども園白百合幼稚園 認定こども園いそやま保育園
	天栄小学校		合川保育所			サン認定こども園

令和 8 年度 教育支援課の主な事業内容一覧

1 不登校支援

○学校支援体制づくり

- ・〔小学校〕 スクールライフサポーターを活用した未然防止・早期支援の取組
校内教育支援センター「ほっとルーム」(10校)の指導・支援
不登校支援アドバイザーのよる指導・支援
- ・〔中学校〕 不登校対策教育支援員を活用した不登校支援の推進
不登校支援アドバイザーのよる指導・支援
不登校生徒・保護者のための進路ガイダンスの開催
- ・新たな不登校を生まないための不登校支援プロジェクト会議の開催

○鈴鹿市教育支援センター（けやき教室、さつき教室）の運営

2 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー派遣及び活用事業

- 三重県教育委員会から中学校区に派遣される SC・SSW の活用状況の把握、及び緊急派遣の手続き

3 いじめ防止対策

○「鈴鹿市いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止対策の推進

- ・いじめ問題の未然防止と早期発見、いじめ事案発生時の組織的対応等の取組
- ・学校や児童生徒が主体となったいじめ防止の取組の充実
- ・いじめ防止啓発活動の実施
- ・いじめ予防授業の実施

4 人権教育

○学校・幼稚園における人権教育の推進

- ・中学校区及び各校人権教育カリキュラムに基づいた人権教育の推進
- ・実践交流と教職員研修
- ・児童生徒が主体となった取組の充実（人権フォーラム等）
- ・保護者、地域への情報発信と啓発（じんけんフェスタ等）

5 外国人児童生徒などへの日本語教育や就学支援

○鈴鹿市日本語教育支援システムに基づく取組

- ・特別の教育課程による日本語指導の充実（日本語指導講師の派遣、配置等）
- ・日本語教育支援プロジェクト会議の開催

○就学及び進路ガイダンスの実施

○就学支援教室（コトノハ教室）の運営

6 多文化共生教育

○多文化共生に関わる授業づくりの推進

- ・多文化共生実践E X P O [令和9年(金曜日)実施日未定:1203大会議室]

7 鈴鹿市こども議会

○令和8年8月21日(金)開催予定

本年度参加校

- 【小学校】加佐登小 牧田小 清和小 鼓ヶ浦小 旭が丘小 明生小 箕田小
若松小 玉垣小 神戸小 椿小 深伊沢小 井田川小 (新)天栄小
【中学校】平田野中 神戸中 白子中 天栄中 鈴峰中

8 地域とともにある学校づくり

○コミュニティ・スクールの推進

- ・地域人材等の活用、地域と連携した魅力ある学校づくり等の協議
- ・中学校区における小中学校の連携の推進

9 危機管理

○「鈴鹿市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全対策の推進

- ・道路管理者、鈴鹿警察署と連携した安全対策の推進

10 学校問題解決支援

○学校問題解決専門職員による対応や学校への助言

○警察、児童相談所など関係機関との連携

○顧問弁護士への相談(令和8年度も継続予定、後日連絡)

11 生徒指導・健全育成

○生徒指導提要に基づく生徒指導体制の充実

- ・問題行動の未然防止、早期対応を推進する生徒指導体制づくり

○万引き防止教室の実施

○地区補導の実施

12 情報モラル教育

○携帯電話やスマホ等を利用したインターネットの正しい使い方教室の開催等

13 安全教育

○交通安全教室の実施

○防犯教室(連れ去り防止教室)、不審者侵入対応訓練の実施

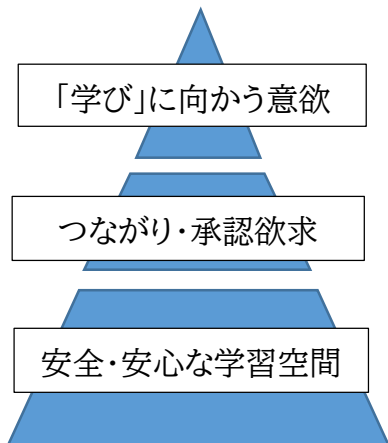
14 生徒指導特別指導員派遣及び活用事業

○三重県教育委員会の生徒指導特別指導員派遣の手続き

令和8年度不登校支援について

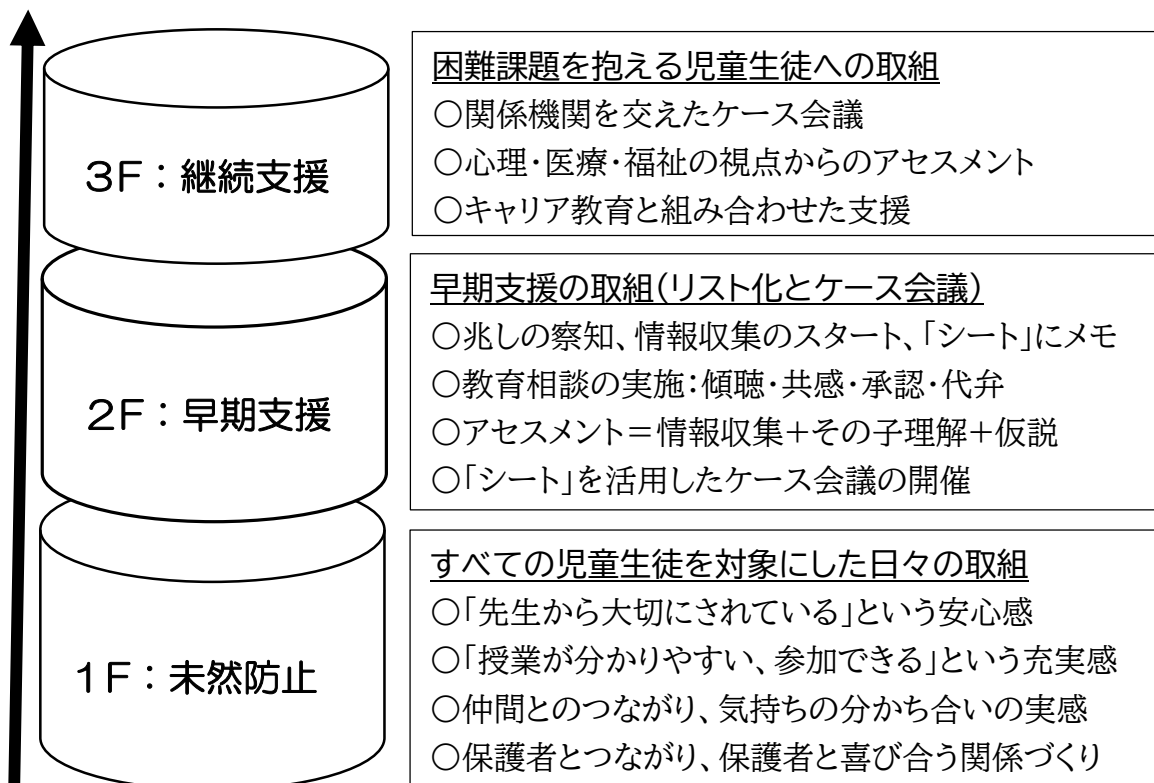
1、 基本的な考え方

(1)不登校支援は、“その子らしい学び”を保障する取組



- 不安感や恐怖心、孤立感、緊張感等のネガティブ感情に早期に適切に対応することが必要。
- 「教室にいることがつらい」という不安な気持ちでは、学習意欲、生活意欲が出てこない。特別支援教育の視点を重視した“基盤の取組”を必要。
- 不登校支援は、支援が必要な児童生徒の自信や自己肯定感の回復を図り“その子らしい学び”を保障していく取組だといえる。

(2)不登校支援は、3層構造。基盤の取組を充実させることがポイント



困難課題を抱える児童生徒への取組

- 関係機関を交えたケース会議
- 心理・医療・福祉の視点からのアセスメント
- キャリア教育と組み合わせた支援

早期支援の取組(リスト化とケース会議)

- 兆しの察知、情報収集のスタート、「シート」にメモ
- 教育相談の実施：傾聴・共感・承認・代弁
- アセスメント＝情報収集＋その子理解＋仮説
- 「シート」を活用したケース会議の開催

すべての児童生徒を対象にした日々の取組

- 「先生から大切にされている」という安心感
- 「授業が分かりやすい、参加できる」という充実感
- 仲間とのつながり、気持ちの分かち合いの実感
- 保護者とのつながり、保護者と喜び合う関係づくり

魅力ある学校づくり・学級づくり * 『生徒指導提要』P229

全ての児童生徒にとって、学校、とりわけ所属する学級が安全・安心な居場所となるような取組を行うことが重要です。「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学級づくりを目指すことが求められます。

2、本年度、不登校支援において当課が注力する内容

(1)相談業務の充実を図ります

- 不登校児童生徒や支援が必要な児童生徒に対する対応等についての先生方からの相談業務を充実させます。
- 管理職、教職員はもとより**保護者の相談**も受け付けます。保護者については、当課に来ていただくことを基本としつつも電話での相談にも応じます。

(2)ケース会議・関係者会議に出向きます

- ケース会議の開催にあたっては、教育支援課職員も参加させていただきます。
- **アセスメント**にもとづいた支援となるよう、ケース会議の充実に向け、助言等を行います。
- 事前に「**こども支援シート**」を送付していただくことで当課教育支援センターに派遣されている**SC**や**SSW**の知見を活用します。
- 医療や福祉等の関係機関につなげる必要性の高いケースについては、**関係機関と連携**して対応します。

(3)研修会に出向きます

- 不登校支援等に関する研修会に教育支援課職員が参加します。
- *研修内容(例)
 - ・「新たな不登校を生まない学校づくりについて～関係づくりを中心に～」
 - ・「こども支援シートの記入の仕方について～実習形式で～」
 - ・「困っているこどもの支援について～事例検討を中心に～」
- *研修時間は、30分～80分程度

(4)「中学校区不登校支援担当者会」に参加します

- 令和8年度中に2～3回開催をするものとする。第1回目は、5月中に開催する。
- 校区に派遣されているSCも原則参加する。SCから助言を受けることで、アセスメント力の向上につなげる。***原則教育支援課職員も参加する。**
- 開催の予定日(別紙1)を当課に報告する。

(5)フリースクールとの連携をすすめます

- フリースクールと市内小中学校がより連携を深めることができるよう、フリースクールとより密接な情報共有を図る。
- **市内フリースクールと情報交換会・連絡会を開催する。**(フリースクール等連絡協議会)

3、教育支援課による派遣・配置スタッフ

① スクールライフサポーター(SLS)の派遣 *小学校のみ

【趣旨】 小学校の不登校傾向にある児童の心の悩みや不安、ストレスを和らげる等の支援や関わりを通して、不登校の初期対応のため児童支援を行う。

【職務】 派遣校の SLS 担当者の指示の下、以下の内容に従事する。

- ・不登校児童の登校支援・学校生活支援
- ・不登校児童(保護者)の相談等
- ・不登校傾向にある児童の支援

【派遣校】令和8年度は、小学校21校へ派遣(令和7年度:22校)

※ スクールライフサポーター(SLS)は、不登校傾向にある児童に対して不登校支援を行うことを任務とします。**目的外使用については、ご注意願います。**

② 不登校対策教育支援員の派遣 *中学校のみ

【趣旨】 教員経験者等を「不登校対策教育支援員」として該当中学校へ派遣し、中学校における不登校の未然防止・早期対応、及び、不登校生徒の社会的自立に向けた教育環境整備を行う。

【職務】 派遣校の不登校対策担当者の指示の下、不登校生徒の初期支援、校内教育支援センター(校内サポート教室)での対応、校内の不登校対策会議への参加等を行う。

【派遣校】 令和8年度は、中学校8校へ派遣(令和7年度:8校)

【備考】 資格の有無は問わない。学校での勤務または相談業務の経験を有し、配置の実情等を理解していることを派遣の要件とする。

***不登校対策教育支援員に職務内容、支援方針等の説明をお願いします。**

③ ほっとルーム指導員の派遣

【趣旨】 教職経験のある人材をほっとルーム指導員として小学校に配置することで、小学校における不登校の未然防止及び個別の支援が必要と考えられる児童への支援を充実させるとともにほっとルームでの対応を充実させる。

【職務】 ①ほっとルームでの対応

②不登校児童の初期支援

③不登校支援等の会議・研修等への参加

④学校長が不登校支援のために必要とする対応

【派遣校】 令和8年度は、小学校10校へ派遣(令和7年度:10校)

【備考】 教員免許を有する者を派遣の要件とする。

④ 教育相談員の配置 *中学校のみ・県費

【趣旨】

- ・気になる生徒等に声を掛けるなど、悩みや不安等を抱えている生徒に対し能動的な相談業務を行い、生徒が抱える友人、学習、進路等に関することやいじめなどの悩みを早期に発見し、専門的な支援が必要な場合は、SCやSSWへ相談を引き継ぐ等の役割を担うことで相談体制の充実を図る。

【職務】

- ・校長の指導及び監督のもと、次のような相談業務に従事する。
- ・校内教育支援センター(サポート教室等)において来室する生徒の相談対応。
- ・校内を巡回し、気になる生徒への声かけ、相談。
- ・相談内容の共有・報告。
- ・SC・SSWへの相談引継ぎ(必要に応じて)
- ・相談内容、件数の記録

【派遣校】

- ・全中学校

【備考】

- ・資格については、その有無は問わないが、学校での勤務または相談業務の経験を有し、配置校の実情等を理解している者

⑤ SC、SSW の活用・派遣

- 鈴鹿市教育支援センター(けやき教室・さつき教室)へ派遣される SC、SSW
- ・SC=山口裕三子　・SSW=魚谷 彩

○OSCについてはすべての中学校区に派遣されています。SSWについては、中学校区に派遣されていますが、様々な事情で上記 SC、SSW の活用・派遣を希望する学校は、当課担当(岸、橋本)に連絡ください。

○活用・派遣を希望する学校は、電話連絡のうえ「こども支援シート」を提出してください。

⑥ 不登校支援アドバイザーの配置

【趣旨】

- ・教育支援課不登校支援担当職員とともに、鈴鹿市の不登校支援を推進する。

【職務】

- ・不登校支援に関して学校への助言を行う。(部会、特支 CO 会議等への参加)
- ・不登校に関する資料作成等を行う。
- ・不登校の保護者の相談にあたる。

※ 令和8年度不登校支援アドバイザー(教育支援課:橋本伸清)

4、不登校支援プロジェクト会議の実施

○プロジェクト会議設置の趣旨

長期欠席・不登校の児童生徒数を的確に支援していくためには、“新たな不登校”を生まない組織的な対応や、校内教育支援センター(校内サポート教室)等の活用を含め、進路保障を目的とした社会的自立に向けた取組を充実させていくことが必要である。

実効性のある取組にしていくために、学校現場を代表する校長会と教育委員会事務局が緊密に連携を取り合い、十分な協議・情報共有を定期的実施する。

○プロジェクト会議の構成員(予定)

- ・小学校校長会代表3名、中学校校長会代表1名 計4名
- ・教育長、次長、参事、市教委各課長、こども家庭支援課長等
- ・鈴鹿市教育支援センター代表者

○活動内容

- ・市内小中学校が一体となって不登校対策を組織的に行うため、具体的な方策
- ・取組を協議し発信する。
- ・代表者の学校(不登校支援協力校)は、「プロジェクト会議」で確認された学校現場の課題等を踏まえ、校内体制の充実を図り、組織的な取組を推進する。
- ・自主校長会等で「プロジェクト会議」の内容を周知するとともに、学校や自主校長会等で出された実践事例等をプロジェクト会議で還流する。

5、その他

(1) 小中学校間で、不登校児童生徒の情報共有について

- 「鈴教支第2247号」(令和8年3月16日付け)で各中学校に伝えた下記の資料に記載された児童生徒については、特に丁寧に情報共有を図る。

「小学校6年生時に不登校傾向にあったR8年度中学1年生について」

(2) 「不登校支援ミーティング」の実施について

*小学校1回、中学校1回、小中合同1回

- 鈴鹿医療科学大学教員を講師として招き、事例検討会を実施する。
- 夏季休業中に小、中学校別々に実施する。
 - ・小学校＝令和8年7月30日(木)14:30～17:00に実施。会場は医療大学。
 - ・中学校＝令和8年8月26日(水)14:30～17:00に実施。会場は医療大学。
- アセスメント力の向上等をめざし、不登校支援の効果的な取組のあり方等について事例検討を実施する。

(3) 「令和8年度不登校生徒・保護者進路ガイダンス」の実施について

- 開催予定日は、令和8年10月10日(土)10:00～11:30
- 対象:中学生とその保護者
- 会場:市役所1203会議室 *詳細は、8月校長会

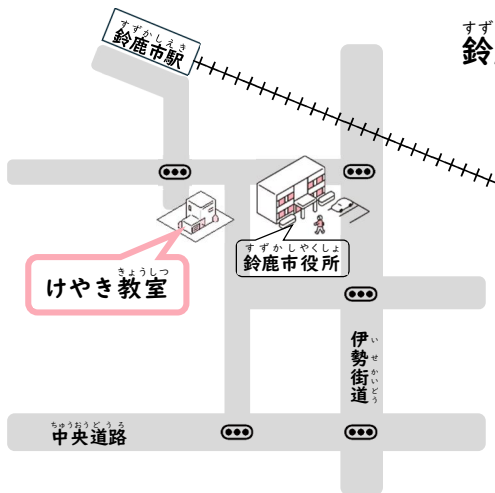
(4) 「令和8年度夏季研修講座」の実施について

- 開催予定日時:令和8年7月23日(木)9:30～11:30 (予定)
- 講師:渡辺道治さん(北海道在住、元小学校教員)
- 講演内容:講師先生の著書である『特別支援教育に学ぶ発達が気になる子の教え方』にある内容について
- 研修の形態:オンライン形式での研修会を実施する。

※ 可能な限り多数の教職員が参加できるようご配慮ください。

きょうしつ
けやき教室 059-382-7141

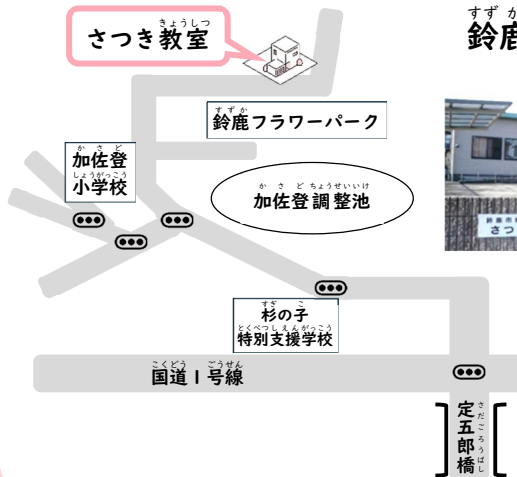
すずか し かん べい ちやうめ ばん ごう
鈴鹿市神戸一丁目18番18号
(すずか し やくしよに しかん かい)
(鈴鹿市役所西館1階)



きょうしつ
けやき教室
きょうしつ
さつき教室

きょうしつ
さつき教室 059-367-1080

すずか し たかつかちやう ばん ち
鈴鹿市高塚町1843番地の10



つうしつ まえ けんがくそうだん よやく ねが
通室の前に、見学相談の予約をお願いします。

すずか し きやういく いんかい きやういく し えん か
【鈴鹿市教育委員会 教育支援課 059-382-9055】

がっこう い
「学校に行きづらいな」
かん
と感じている
しょうちゅうがくせい いばしょ
小中学生の居場所です

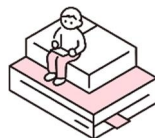


すずか し きやういく し えん
鈴鹿市教育支援センター

きょうしつ きょうしつ
 けやき教室・さつき教室は



- あしん す ゆっくり安心して過ごすことができます。
- たいけん まな きかい さまざまな体験や学びの機会があります。
- おうえん あなたのチャレンジを応援します。



つうしつ じかん す かた そうだん りよう
 通室時間や過ごし方は、相談しながら利用できます。

こしつ じず
 個室で静かに
 過ごしたいな

ごぜんちゅう なら
 午前中なら
 行けそう

がっこう のドリル
 や課題を
 やりたいな

まずは 20分だけ
 行ってみようかな

つか 少しか
 疲れたから
 予定より早く
 帰ろう

あなたの気持ちや考えを
 大切にするとこころです。

こうないきょういっくしえん
 校内教育支援センター、フリースクール
 等と併用することもできます。

ほごしゃ かぞく
 保護者・家族のみなさまへ

かぞく こうりゅうかい
 家族の交流会『ほっとさろん』を
 ねん 10回程度開催しています。
 きがる さんか
 気軽にご参加ください。

きょうしつ きょうしつ にち
 けやき教室・さつき教室の1日

※ 月1回程度、体験活動があります。

	げつ 月	か 火	すい 水	もく 木	きん 金	
	9:00~ 14:00	9:00~ 14:00	9:00~ 13:00	9:00~ 14:00	9:00~ 13:00	
9:00	つうしつ 通室・いこいタイム					スタッフとおしゃべりしたり、読書をした りして、ゆったり過ごします。
9:45	はじめりの活動					あいさつをして、ラジオ体操やウォーキン グなどをします。
10:10	がくしゅう 学習タイム					じがくじしゅう (30分間×2回) が基本です。 休憩タイムもあります。
12:00	ちゅうしょく そうじ きゅうけい 昼食・掃除・休憩					ちゅうしょく 各自で持参します。
13:00	かつどう 活動タイム	たいしつ 退室	かつどう 活動タイム	たいしつ 退室		コミュニケーション活動、散歩、SST、 創作活動などをします。
14:00	たいしつ 退室		たいしつ 退室			
14:00	こべつしえん 個別支援タイム					しょうしゅうだん になて ばあい 小集団が苦手な場合にスタッフが個別 で関わったり、通室に向けての見学相談を したりする時間です。予約が必要です。

(宛先) 小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課長

いじめ問題への適切な対応について (依頼)

本市の教育活動へのご理解とご協力ならびに、生徒指導への対応等にご尽力いただき、誠にありがとうございます。あわせて「いじめ」の未然防止、早期発見、早期解決に向けては、日頃からの取組みに感謝申し上げます。

見出しの件につきまして、学校長のリーダーシップのもと、新年度を迎えるにあたり、児童生徒の的確な把握とともに、組織的な対応ができるよう校内体制等を整えていただきますようよろしくお願いいたします。それを踏まえ、本年度より、本課による「いじめ予防授業」の出前講座を下記通り、実施しますのでご活用ください。

つきましては、趣旨を御理解のうえ、別添のとおり、いじめ問題へのご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1 送付資料

- ・ 掲示用 いじめ事案認知後の初動的対応について
- ・ 別紙 1 いじめ事案認知後の初動的対応について
- ・ 別紙 2 いじめアンケート実施後について
- ・ 別紙 3 いじめの態様について
- ・ 別紙 4 いじめ事案報告書の記入について
- ・ 様式 いじめ事案報告書
- ・ 別添様式 いじめ事案対応記録

2 いじめ予防授業

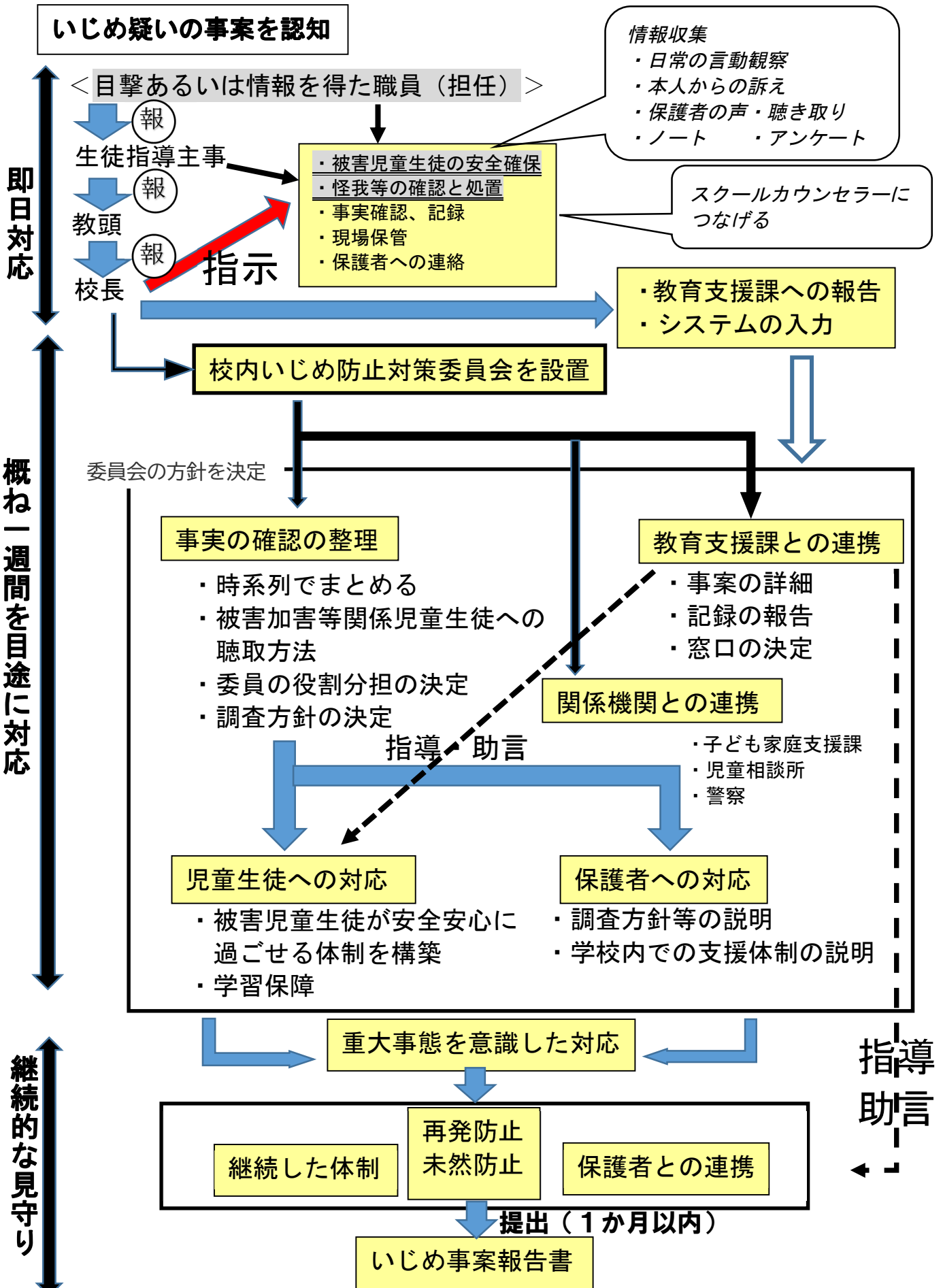
- ・ 本授業については、社会生活のきまりや法律等を進んで守る遵法の精神を学び始める児童生徒が、社会規範の面からいじめがいけないことや、社会では法律やルールに基づいて責任を負わなければならないことなどを学ぶことを目的に行うものです。いじめの未然防止に係る意識向上につなげられるよう、ご活用下さい。
- ・ 資料格納クラスルーム (クラスコード「h2lgaeu」)

3 その他

- ・ いじめアンケートの実施につきましては、後日、ご案内いたします。
- ・ いじめ対応管理システムのユーザー登録は令和 8 年 4 月 1 日～10 日です。生徒指導主事の先生、管理職の先生は必ず登録をお願いします。

事務担当 鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課 学校支援 G 岡井聖子

いじめ事案認知後の初動的対応




いじめ事案認知後の初動的対応について

※対応経過は全て記録に残していただくようお願いします。

いじめ事案認知後の初動的対応の流れ

- ① いじめに気付いた職員だけで判断せず、いじめ防止対策委員会等で情報共有し、学校の問題としてとらえ対応する。
(※ いじめアンケートでの認知後の対応については**別紙2、別紙3**を参照)
- ② いじめを受けた児童生徒の立場に立って丁寧に聴き取りを行うとともに、教育支援課への一報を行う。家庭訪問をするなどして保護者へ状況を伝え、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す姿勢や体制について説明します。学校の対応については随時記録をする。
(※ いじめを受けた児童生徒や保護者の意向を第一に考える。)
- ③ 事実関係の把握は、当事者だけでなく、周りにいた児童生徒などからも聴き取ったり、アンケート調査をしたりして、客観的な事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。これまでの聴き取り内容等から把握した客観的事実を時系列に記録をする。
- ④ 事実だけを追求するのではなく生活背景等も把握する。見える事実だけでなく、見えない事実に踏み込み、いじめを行った児童生徒を多面的にとらえた上で、「いじめは絶対に許されない行為であること」を自覚させ、児童生徒自身の行動を振り返らせる指導をする。
- ⑤ 被害児童生徒保護者、加害児童生徒保護者に、随時、事案の概要及び指導の概要について連絡をする。また、教育支援課にも随時、対応経過を報告する。
(※ 電話連絡に限らず、場合によっては家庭訪問、学校召致をする。)
- ⑥ いじめ対応情報管理システムに必要事項を入力する。ただし、いじめ対応情報管理システム内の本概要には児童生徒の名前は記入しないよう留意する。備考欄に該当児童生徒の名前を記入する。
(※ 事案認知日を0日と数え、土日祝を除く3日以内に入力。)
- ⑦ 関係児童生徒に心のケアが必要な場合は、専門的な知識を持つスクールカウンセラー等や関係機関と連携して対応する。
- ⑧ 速やかに教育支援課にいじめ事案報告書の提出をする。 **別紙4**を参照
(※ 報告書は、個人情報等の記載された重要なので手持ちで教育支援課まで届ける。また、遅くても1か月以内には提出をする。)

- 
- ⑨ 事案発生から1か月後に見守り期間に移行。いじめの解消は、3か月の見守り期間が必要で、見守り状況はいじめ防止委員会等で確認することとされているため、いじめ防止対策委員会等で確認した見守り状況についても、いじめ対応情報管理システム内の「対応状況入力」に入力し、記録を残す。
 - ⑩ 3か月の見守りが経過し、いじめ事案が解消となった場合、いじめ対応情報管理システム内の、「解消日の入力」と「解消ボタン」の選択を行う。
 - ⑪ いじめが解消したと見られた後も、全教職員で継続して児童生徒の様子を観察し、適宜指導をする。

☆ いじめを起因とする欠席が連続した場合や、いじめが起因で心療内科を受診した場合は、いじめ重大事態として対処する。(いじめ防止対策推進法に基づく対応)

また、暴行や恐喝などの犯罪行為に関連するいじめの場合は、警察等の関係機関と連携して対処する。いじめ重大事態の疑いが判明した時点で、学校の対応記録を教育支援課まで速やかに提出をする。

☆ 各校いじめ防止の職員への周知徹底をする。年度末には、適切な見直しを行い、学校のホームページの更新をする。(改訂日時を必ず記載)

いじめアンケート実施後について

「あなたは、今、いじめられて、いやな思いをしたり、こまったりしていますか。」の設問に「はい」と回答

《「はい」と回答した児童生徒から聴取》
当該事案の把握

《校内いじめ防止対策委員会》
校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事、人権担当、養護教諭、特別支援 Co 等、校長が認めた者等
※いじめとして積極的に認知し、対応していく方針、具体的な初動的対応を協議して、各職員が任務分担をする。 **別紙3「いじめの態様について」参照**

《いじめ事案として認知》

《いじめ事案として認知しない場合》

《事実関係の把握》 **別紙1参照**
被害児童生徒、関係児童生徒からの聴取及び指導

《児童生徒保護者へ連絡》
聴取内容を報告（架電、家庭訪問等）

《被害児童生徒及び加害児童生徒保護者へ連絡》
聴取内容、今後の学校の対応を連絡（架電、家庭訪問等）

《校内いじめ防止対策委員会》
再度、委員会を招集 それぞれの対応・措置の結果を報告し、情報を共有

《被害児童生徒及び加害児童生徒保護者へ連絡》
学校の対応経過を連絡（架電、家庭訪問等）

《いじめアンケート 報告書》
個人名と、学校の対応経過を記入し、教育支援課へ部署メールで報告

《いじめ対応情報管理システム》
認知日（管理職への報告日）を0日と数え、3日以内に必要事項を入力（※**備考に児童生徒名を記入**）
1か月、3か月を目安に対処状況を入力

いじめの態様について

【いじめについてのアンケート調査実施後の留意点】

○校内いじめ防止対策委員会を開き、情報共有を行う。

○1～9の態様に当てはまる事案に関しては、いじめ事案として認知する。

○下記に当てはまらない事案に関しては、いじめ事案として認知しないが、児童生徒の保護者には聴取内容を必ず報告する。

いじめの態様	
1	冷やかし、からかい、悪口、おどし、いやなことを言われる。 例) 外見や性格のことで気にしていることを言われたり、いやなあだ名をつけられたりした。 「バカ」「死ね」「殺すぞ」などと言われた。
2	仲間はずれ、集団による無視をされる。 例) 誰も自分と一緒に活動をしたがらず、自分一人が仲間から距離を置かれた。 グループから一方的にはずされたり、学級やグループから無視されたりした。
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。 例) 遊びでプロレスや柔道、相撲などをさせられて、自分だけ技をかけられた。 通りすがりに背中をたたかれたり、体をぶつけられたり、足をかけられたりした。
4	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。 例) かなりの痛みを感じる強さで、たたかれたりけられたりした。 プロレスや柔道、相撲などの技を、一方的に強い力でかけられた。
5	金品をたかられる。 例) 買い物で無理におごらされたり、お金を支払わされたりした。 「ちょうだい」「貸して」としつこく言われ、自分の物を無理やり取られた。
6	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 例) 机やカバンの中から自分の物を勝手に取られた。くつを隠された。 掲示物の自分の名前や写真を傷つけられた。授業で作った作品を壊された。
7	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 例) ズボン下ろしや失神ゲームをされた。命令されて、「使いつ走り」をさせられた。 カバン等を持たされた。万引きを強要された。むりやり告白させられた。
8	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 例) 名前や顔写真などの個人情報や、無断でSNS等に流された。 悪口や事実ではないことをSNS等に書かれた。
9	その他 上のいずれにも当てはまらないことで、本人が嫌な思いや痛い思いをしている。

いじめ事案報告書の記入について

記入の仕方について

鈴 第 号
令和 年 月 日

(宛先) 鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立 学校
校長 ○○○ 印

いじめ事案報告書

下記のとおり、いじめ事案が発生しましたので報告します。

1 事案認知年月日 令和 年 月 日 (曜) 時頃

事案発生年月日 令和 年 月 日 (曜) 時頃

*いじめ事案の認知日について、学校が把握した日を明記する。
被害児童生徒から聴取後、事案発生した日を明記する。

2 事案発生場所 ◇◇学校内 (具体的な場所も記入)

3 被害児童生徒 〇〇〇〇 女
ふりがな
△年▽組4 加害児童生徒 〇〇〇〇 男
ふりがな
△年□組

5 事案の説明

*いじめ事案の認知日について、学校が把握した日を明記する。事案がどのような経過で発覚したかを含め、児童・生徒が問題行動を起こした過程を時系列で記載する。

*関係した児童・生徒が多数の場合や内容が複雑な場合は、別紙資料とし、表や図等で報告する。

*氏名は、原則名字で表記する。名前だけ(健太など)の表記はしない。

6 措置の説明

*事案の報告を受けた後の学校(教員)の対応、関係児童・生徒および保護者に対する指導の内容、今後の指導内容、保護者の受け止め方等について具体的に記載する。

*関係機関と連携した対応を行った場合は、過程を簡略に時系列で具体的に記載する。

7 いじめの態様

1. 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
2. 仲間はずれ、集団による無視をされる。
3. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
4. ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
5. 金品をたかられる。
6. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
7. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
8. パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
9. その他

8 発見のきっかけ（*適切なものを1つ選んで、番号に○を記入する。）

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 学級担任 | 2. 学級担任以外の教職員 |
| 3. 養護教諭 | 4. スクールカウンセラー等 |
| 5. アンケート調査など | 6. 本人 |
| 7. 当該児童生徒の保護者 | 8. 児童生徒（本人を除く） |
| 9. 保護者（本人の保護者を除く） | 10. 地域の住民 |
| 11. 学校以外の関係機関（相談機関を含む） | 12. その他（匿名による投書など） |

9 欠席日数

○日（令和○年△月□日～ 令和△月○日まで）

*いじめ被害に起因する欠席日数を記入する。

10 いじめ対応情報管理システム 申請ID

<留意点>

※事案を認知した時点で教育支援課へ電話で一報を入れ、措置後速やかに報告してください。

※**報告書は、個人情報等の記載された重要な文書です。手持ちで教育支援課まで届けてください。**

令和8年度 人権教育について

差別事象と人権教育の推進について

1 事象発生後の組織的対応

こどもたちの日常生活における発言、行動を丁寧に見つめ直すとともに、差別やいじめをさせない、許さない集団づくりに引き続き取り組む。

・人権侵害(差別事象)発生後の学校組織としての取組については、三重県教育委員会事務局人権教育課作成の「人権教育サポートガイドブックⅡ(令和3年3月発行)P21～32」等を活用し研修を深め、教職員がチームとして共通認識を持って取り組む。

・報告書については、その概要と発生直後の対応の第1報以外に、第2報として、初期対応後にどのような取組を行ったのか、「差別事象の分析」と「課題の明確化」「具体的な取組」等を報告する。

➡報告後の差別防止の具体的な取組が重要

・「いじめ」については、その背景に個別的な人権問題が認められる場合に報告する。判断が難しい場合、教育支援課、人権教育センターへ問い合わせる。

2 今年度の取組

①こどもや地域の現状・課題の把握、「こどもにつけたい力」「取組」の整理と共有

②人権を守るための「実践行動ができる力」を育成する取組の充実

・「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもとに、自分と重ねて人権問題をとらえることを大切にし、単なる心がけだけではなくそれらを解決し、社会を変えていく具体的な行動につなぐことをめざしてきました。(「三重県人権教育基本方針」より)

・人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、自己実現に向けて未来を切り拓き、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。(「三重県人権教育基本方針」より)

③個別的な人権問題に係る学習の計画的・系統的な推進

・人権教育カリキュラムに基づき、こどもの実態や発達段階をふまえた人権学習を計画的・系統的に進める。

④人権教育カリキュラムの「こどもの現状や課題」「こどもにつけたい力」「取組」の見直し

⑤家庭・地域に向けた人権学習等の取組の発信

⑥個別的な人権問題に係る教職員研修の充実

「子どもの権利条約」の理解と学習機会について

文部科学省から令和4年12月6日、生徒指導に関する教員用手引書である「生徒指導提要」の改訂版が公表されました。

その改訂版の「1.5 生徒指導の取組上の留意点」に、「第一の留意点は、教職員の児童の権利に関する条約についての理解です。」と明確に記載されています。

【以下、抜粋】

1.5.1 児童生徒の権利の理解

(1) 児童の権利に関する条約

児童生徒の人権の尊重という場合に、留意すべきは平成元年11月20日に第44回国連総会において採択された児童の権利に関する条約です。日本は、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准し、効力が生じています。この場合の児童とは、18歳未満の全ての者を指します。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。

(2) 四つの原則

生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です。四つの原則とは、第一に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと、第二に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること、第三に、児童生徒の命や生存、発達が保障されること、第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利をもっていることを指します。

① 差別の禁止

児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。(第2条)

② 児童の最善の利益

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。(第3条)

③ 生命・生存・発達に対する権利

生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。(第6条)

④ 意見を表明する権利

児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。(第12条)

鈴鹿市教育振興基本計画（令和6年度～令和9年度）では、人権教育の主な取組内容として次のように示されています。

【施策の基本的方向（2）】自己肯定感を高め、多様性を認め合うこどもの育成

●基本事業2-4 人権教育

取組内容：学校・園における人権教育の推進

- 学校・園では、こどもの実態をもとにした人権教育推進計画や人権教育カリキュラムに基づき、教育活動全体を通じた人権教育を計画的・組織的に進めます。
- 学校では、子どもの権利条約について学習する機会を位置づけます。
- 中学校区では、人権教育カリキュラムに基づき、地域の人権課題に応じた総合的・系統的な人権教育の推進を図ります。
- 中学校区こども人権フォーラムを開催し、中学校区でこども人権ネットワークづくりを進めます。
- 人権教育の取組について、授業参観や学校通信等で、積極的に家庭・地域に発信します。

「子どもの権利条約」を学習する意義

- (1) 児童虐待、いじめ、こどもの貧困等を始め、こども・子育て等を取り巻く状況が複雑化・多様化し、社会問題化している現状がある。
 - ⇒いじめ防止対策推進法（H25）
 - 児童虐待防止法の改正・児童福祉法の改正（H28）
 - 子どもの貧困対策の推進に関する法律改正（R1）
- (2) すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。
 - ⇒こども基本法（R5）

★「子どもの権利条約」 = 児童に関する全ての法令の基本

今年度の取組

- 教職員が「子どもの権利条約」を理解する。
- 各校の人権教育カリキュラム、中学校区人権教育カリキュラム等に「子どもの権利条約」についての学習を明記し、教科（社会科等）、道徳科、学活、総合的な学習の時間等の中で児童生徒の発達段階に応じて実施する。
- 各校の人権教育の取組について、授業参観や学校通信等で、積極的に家庭・地域に発信する。

学校・園における差別事象について

1 差別事象に対する取組について

学校・園や地域社会において、部落差別、障がい者差別、外国人差別など、様々な差別の解消を図ることは、行政の重要な責務であり、市民一人ひとりが取り組む重要な課題です。とりわけ学校教育は、自己や他者を尊重し、人権問題を解決する行動力のある児童生徒を育てる重要な役割を担っています。また、2016年に差別を解消することを目的に「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の差別解消3法が施行されており、法の趣旨を理解し差別のない社会の実現が求められております。

差別事象は、差別意識の表面化であり、差別意識が社会意識として存在しているということを踏まえながら、差別事象をとらえていかなければなりません。個人が引き起こした差別事象・差別行為であっても、その人個人の問題にとどめず、個人を取り巻く多くの人々、そして個人が所属している組織や集団（学校・園や学級、地域社会など）の問題としてとらえなければなりません。

差別事象にかかる課題解決の取組は、「初期対応」と「初期対応以降の取組」が重要で、学校だけでなく市や県の教育委員会も連携して取り組む必要があります。

つきましては、差別事象に関する報告書について「初期対応」と「初期対応以降の取組」の提出をお願いいたします。

報告する差別事象について

- 「差別事象」とは、三重県人権教育基本方針に記載されている個別的な人権問題についての人権侵害事象（発言・行為・落書・電子媒体等）をさし、別紙に沿って取組を実施し、報告する。
- いじめについては、その背景に人権問題が認められた場合に差別事象として扱い報告する。

(1) 差別事象発生直後の対応(初期対応)について

差別事象は、許されない人権侵害です。しかし、差別事象が報告されるということは、児童生徒・教職員がそれを見過ごさず、差別事象と捉え告発するといった人権意識や行動力があつたということでもあります。差別事象から明らかになった課題の解決を行うとともに、差別事象を契機に、自校・園の人権教育の取組を見つめ直し、取組を推進していくことが重要です。

- ① 差別発言等の場合は、被害者の心情へのケアを最優先させるとともに、問題点を指摘し、的確な指導を行い、関係教職員に状況を報告する。
- ② 差別落書の場合は、直ちに落書きを覆い、保存し、報告を行い、関係者立ち合いのもと、現場確認をした後、消去する。
- ③ 速やかに電話等で人権教育センター（TEL 384-7411）、教育支援課（TEL 382-9055）まで概要を報告し、7日以内に報告書①を(様式1)により教育支援課へ提出する。

- ④ 緊急で校内の関係教職員による会議をもち、情報共有と協議（指導の方向性・聞き取り内容及び体制）を行うなど、組織的に対応する。
- ⑤ 関係園児児童生徒はもちろん、周囲の園児児童生徒からも、発生状況や認識等の詳しい聞き取りを行う。
- ⑥ 関係園児児童生徒の保護者に、家庭訪問等により事象の内容や以降の学校の取組を伝える。また、取組への協力を依頼する。
- ⑦ 学活・集会等で「〇〇はいけない」式の指導のみを行ったり、表面的な謝罪をさせて済ませたりするなど、短絡的な指導によって、差別意識を温存・助長することにならないようにする。

(2) 初期対応報告以降の取組について

初期対応の報告後、その事象の事実を確認・把握し合いながら、共に学習・協議する機会をもつことが、社会的な解決に向けた取組を進めることにつながっていきます。当該校・園においては、教育支援課・人権教育センターや関係機関と連携しながら、それぞれが問題解決の主体者としての自覚を持ち、取組を進めてください。

- ① 事象の差別性、事象発生の要因・背景等事象の分析を行う。
- ② 分析をもとに、課題を明確化する。
- ③ 課題解決のための短期的、中・長期的な取組を策定・実施する。
- ④ 短期的、中・長期的な取組を策定した時点(1ヶ月以内)で、報告書②を(様式2)により教育支援課へ提出する。
- ⑤ 取組の結果は、校内人権教育部会等で報告し、共有を行う。

(3) 報告以降について

必要に応じて、人権教育センター職員等が学校・園に訪問等させていただき、取組の進捗や結果の聞き取り、助言等をさせていただきます。

(様式 1)

〇〇〇 第 〇 号
令和〇〇年〇月〇日

(宛先) 教育支援課長

鈴鹿市立〇〇〇〇学校
校長 〇〇〇〇

印

差別事象に関する報告書①
〔初期対応報告〕

次のとおり、〇〇〇差別事象が発生しましたので、報告いたします。

- 1 発生日時
- 2 発生場所
- 3 事象の概要
○事象関係者の状況〔児童生徒、教職員〕(通報を含む)

- 4 事象発生直後の対応(初期対応)
○発生時の問題点の指摘及びケア・指導
○関係教職員による情報共有方法と共有内容
・対応の体制・指導の方向性・聞き取り内容の確認・役割分担 等
○発生状況や認識等の聞き取り
○家庭訪問等による保護者等への報告・反応・連携
○市教育委員会への報告・相談

(様式 2)

〇〇〇 第 号
令和〇〇年〇月〇日

(宛先) 教育支援課長

鈴鹿市立〇〇〇〇学校
校長 〇〇〇〇

印

差別事象に関する報告書②
〔初期対応以降の取組報告〕

- 1 事象の分析 *報告書①の文書番号を記入すること
 - ・事象発生 of 要因・背景 (その言葉等を知った経緯、関連する個別的な人権課題に係る学習状況、対象児童生徒の置かれている状況 等)
 - ・差別性についての考察

- 2 解決すべき教育課題
 - ・分析から把握できた教育課題
 - ・自校の人権教育 (人権教育推進計画、人権教育カリキュラム、日々の取組等)
 - ・初期対応についての振り返り

- 3 課題解決に向けた取組
 - ①短期的取組
 - ・要因や背景等をふまえた当該差別事象への具体的な取組 (学校、家庭・地域との連携)
 - ・当該人権問題に係る教職員研修

 - ②中・長期的取組
 - ・短期的取組以降の関係園児児童生徒を中心とした実態把握
 - ・人権教育推進計画や人権教育カリキュラムへの反映と実践
 - ・いじめや差別を許さない仲間づくりの見直し
 - ・教育活動全般の見直し
 - ・教職員研修
 - ・次年度推進計画やカリキュラムへの反映

令和8年度 人権教育関係研修会等の予定について

1 鈴鹿市教育委員会関係

研修会・研究会・事業名	期 日	開催校・実施校等
中学校区人権教育研究推進(研究発表)	10月6日(火) 11月20日(金)	椿小(鈴峰中学校区) 白子小(鼓ヶ浦中学校区)
人権教育研修講座(全5回)	6月上旬予定 7月21日(火) 7月27日(月) 8月27日(木) 6月上旬~予定	各校へオンライン配信予定 市役所 502(又はオンライン) 市役所 1203 市役所 1203 動画配信

*その他、鈴鹿市人権教育センター事業として、有志教職員参加の「人権スクール」の取組もあります。後日、各校にご案内させていただきます。

2 三重県教育委員会関係

※日時・実施方法とも変更の場合もあります

研修会・研究会名	期 日	開催地・会場
人権教育管理職研修会	5月26日(火)PM	集合型とオンデマンドの併用
人権教育推進委員会代表者兼「子ども支援ネットワーク」推進教員連絡会議(各校担当者1名が出席予定)	6月23日(火)PM	鈴鹿地域職業訓練センター

3 北勢地区人権・同和教育研究発表会

校種	地 域	発表校	期日
小学校	鈴鹿市	白子小学校	11月20日(金)
中学校	桑名市	光陵中学校	11月13日(金)

4 三重県人権教育研究協議会・全国人権教育研究協議会関係

研究会名	期 日	開催地
第60回三重県人権・同和教育研究大会	10月17日(土)、18日(日)	名張伊賀地域
第77回全国人権・同和教育研究大会	11月28日(土)、29日(日)	埼玉県中心

5 鈴鹿市人権教育関係各種会議

※日時・実施方法は変更の場合もあります

会議名	期 日	場 所
人権教育推進担当者会（各校1名）	4月21日(火)16:00-17:00	市役所502
中学校区人権教育研究推進事業事務局校代表者 兼人権フォーラム担当者会(中学校区の各代表者担当者)	2月16日(火)15:30-17:00	市役所 502

中学校区人権教育研究推進(研究発表)等について

1 目的

中学校区の人権教育カリキュラムに基づく実践研究の一環として、人権教育の研究発表並びに授業公開を鈴鹿市全体におこない、全市的な人権教育の向上を図る。

2 内容

- 単年度に2中学校区から各1校、研究発表並びに授業公開を行う。
- 原則として研修を重視し、全体会でのあいさつ等を行わない。
- 研究授業は5限目におこない、その後事後検討会をもつ。
- 研究内容の説明のための資料並びに指導案は、必要最小限の量とする。(A4用紙10枚以内を原則)
- できる限り、各校から1名以上の参加を求める。

3 輪番表

	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
大木中校区		長太小					○		
天栄中校区		栄小					○		
創徳中校区			飯野小					○	
千代崎中校区			玉垣小					○	
白鳥中校区				白鳥中					○
白子中校区				旭が丘小					○
鼓ヶ浦中校区					白子小				
鈴峰中校区					椿小				
平田野中校区	平田野中					○			
神戸中校区	神戸小					○			

4 その他の研究発表会等

	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
北勢同研 (鈴亀指定校)	鈴鹿市 (平田野中)	鈴鹿市 (栄小)		鈴鹿市 (白鳥中)	鈴鹿市 (白子小)		亀山市 中学校	亀山市 小学校	
(県)人権教育 研究推進事業 関係			白鳥中 子どもサミ ット事業		鼓ヶ浦中校 区アライメ ント事業				
鈴教研委託 発表予定	鈴西小 鼓ヶ浦小 神戸中 国府幼	若松小 一ノ宮小 白鳥中	椿小 牧田小 千代崎中 旭が丘幼	愛宕小 石薬師小 大木中 飯野幼	桜島小 箕田小 鈴峰中	玉垣小 深伊沢小 平田野中	長太小 庄内小 創徳中	井田川小 明生小 天栄中 玉垣幼	加佐登小 旭ヶ丘小 鼓ヶ浦中

*北勢同研発表校については、上記「3 輪番表」をもとにする。2031年度は鈴鹿市中学校、2032年度は鈴鹿市小学校の発表となる。

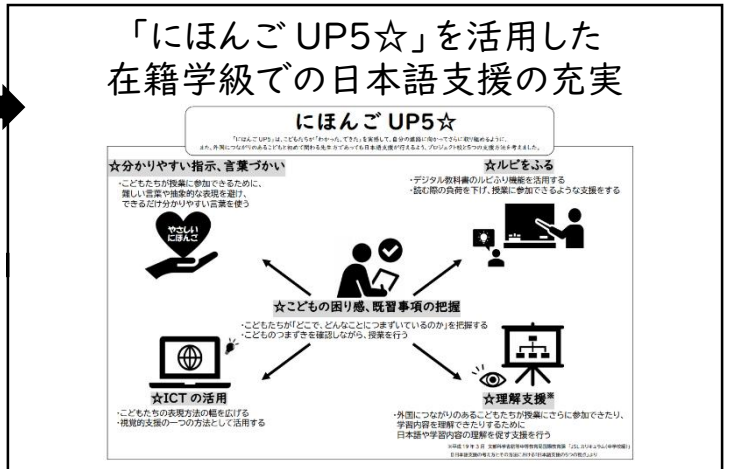
日本語教育の充実に向けた取組について

1. 令和8年度 日本語教育充実に向けた取組について

①国際教室での日本語支援

②**在籍学級での日本語支援**

③学校全体で取り組む多文化共生教育



在籍学級での日本語支援の充実に向けた学校体制づくり

①「にほんご UP5☆」の効果的な活用

- ・学校全体で同じベクトルを向いて支援するために
⇒「にほんご UP5☆」と「にほんご UP5☆（詳細 ver.）」を全教職員に配付し、研修を行う。
- ・有意義な研修にするために
⇒「『にほんご UP5☆』を活用した日本語支援」をテーマに研修を行う。
にほんご UP5☆の支援方法を1つの視点として取り入れ、研究授業を行う。
- ・各校での取組の成果を確認するために
⇒全国学力・学習状況調査や、みえスタディチェック、バンドスケール判定会議の際に外国人児童生徒等の学力の状況や日本語の力を学校全体で分析し、効果的な支援方法について振り返る。

②国際教室担当者（日本語教育担当者）、外国人教育指導助手等との連携

- ・日本語支援について理解をさらに深めるために
⇒職員会議、校内研修等で国際教室担当者（日本語教育担当者）から支援方法を聞き、在籍学級で実践する。
国際教室の授業を参観することで、具体的な支援方法を学ぶ。

2. 日本語教育コーディネーターにおける学校訪問、校内研修等について

- ・各校の現状を把握するため、本年度も訪問させていただき、さらなる日本語教育の充実に向けた取組を行っていきます。
- ・日本語教育に関する研修会を実施します。

<研修内容（例）>

- ☑「にほんご UP5☆」を活用した授業支援

- ☑在籍学級での日本語支援において大切なこと
- ☑多文化共生教育を行う上で大切な視点
- ☑外国人児童生徒等の文化理解

など

令和8年度 こども議会について

教育支援課

1 開催趣旨

- (1) 鈴鹿市まちづくり基本条例第6条に基づく、こどもがまちづくりへの興味関心を高め、主体的にまちづくりに参加しようとする態度を育む機会とする。
- (2) こども議会議員が、行政や地方自治、市議会の仕組みなどに、直接ふれることができる学習の場とする。
- (3) こども議会議員が、学校生活や鈴鹿のまちの様々な身近な課題について、現地調査や聞き取り調査などを通じて目を向け、考える機会とする。

2 開催日 令和8年8月21日(金) 13時30分～16時30分

3 こども議員 令和8年度参加予定校(市内19校の小中学校から1名ずつの合計19人)

【小学校】加佐登小 牧田小 清和小 鼓ヶ浦小 旭が丘小 明生小 箕田小
若松小 玉垣小 神戸小 椿小 深伊沢小 井田川小 (新)天栄小

【中学校】平田野中 神戸中 白子中 天栄中 鈴峰中

5 主な活動予定

- 5月12日(火) こども議会議員応募締め切り(【様式1、2】学校締め切り5月8日(金))
5月22日(金) 事前説明会(リモート) 16:10～16:50
5月30日(土) 任命式・グループ別活動①(市役所1203) 9:30～11:30
6月27日(土) グループ別活動②(市役所1203) 9:30～11:30
8月19日(火) リハーサル(14階 議場) 13:30～15:30
8月21日(金) こども議会・解散式(市役所1203、14階 議場) 13:30～16:30

6 その他

- (1) 質問等は、個人単位で行い、質問や意見の時間は、答弁を含めて約5分程度となります。
- (2) 質問内容は、こども議会議員が考える課題に応じた内容を基本とします。
- (3) こども議会議員のサポートは、教育委員会事務局各課職員、こども家庭支援課職員、及び教職員で行います。
- (4) こども議会当日及び事前・事後の活動については、報道やウェブサイトなどに公開することがあります。
- (5) こども議会の当日の様子は、CNSで放送します。
- (6) 令和8年度こども議会参加予定校は、「こども議会参加申し込み」(様式1)と「こども議会参加承諾書」(様式2)を教育支援課まで提出してください。(5月12日(火)締め切り)

(様式1)

令和 年 月 日

(宛先)鈴鹿市教育長

鈴鹿市立 学校
校長

令和8年度「鈴鹿市こども議会」参加児童生徒報告書

このことについて、下記の児童生徒を「鈴鹿市こども議会」の参加児童生徒として報告いたします。

なお、当該児童生徒の保護者には、本事業の趣旨を理解していただき、参加についての了解を得ていることを申し添えます。

記

参加児童生徒

学 年 _____年

ふりがな
名 前 _____

関心のある課題を3つ程度記入してください。

-
-
-

【過去の例】 ○横断歩道のない場所 ○地産地消を進める 等

※「令和7年度 こども議会だより」や資料1にある「こども議会に取り組むテーマ例」を参考にしてください。

※ 保護者の方が御記入ください。

(様式2)

参加承諾書

令和 年 月 日

(在籍している学校名)

鈴鹿市立_____学校

ふりがな
児童生徒名 _____ (年 組)

保護者名 _____

緊急連絡先 携帯電話(どなたにつながるか) 自宅電話
_____ ()

下記の事項について承諾し、令和8年度「鈴鹿市こども議会」に参加をします。

記

- ・こども議会の趣旨を理解し、前向きに取り組めます。
- ・こども議会への参加に伴い、児童生徒名、活動時の写真・文章・映像等を記者提供すること、鈴鹿市の SNS や広報等へ掲載することを了承いたします。
- ・こども議会に係る送迎等については、保護者が責任をもって行います。

※5月8日(金)までに学校に提出してください。

教育支援課の出前講座について

1 趣旨 学校や保護者、地域からの要請を受けて、児童生徒や保護者を対象に下記の内容の範囲で教育支援課職員が講師として出前講座を実施し、問題行動の未然防止、規範意識の向上、安全安心に向けた機運の醸成等を図ります。

2 開設講座内容

(1) いじめ予防授業 (小学校高学年～中学校)

【参考】クラスルーム有 クラスコード 「h2lgaeu」

(2) 携帯電話・インターネットの正しい使い方教室 (小学校中学年～中学校)

【参考】クラスルーム有 クラスコード 「etchfo3」

(3) 万引き防止教室 (小学校中学年～中学校)

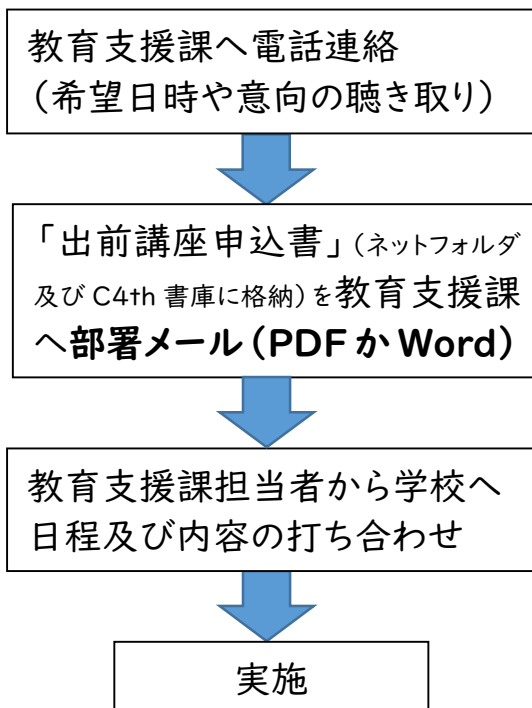
~~(4) 薬物乱用防止教室 (小学校6年生～中学校)~~

(5) 連れ去り防止訓練 (小学校1年生)

(6) 不審者侵入対応訓練 (職員向け) 【参考】クラスルーム有 クラスコード 「tqlloan」

3 出前講座の申し込みの流れ

【出前講座申込書】



鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課 宛 (部署メールで) ㊄

出前講座申込書

申込日 令和 年 月 日 ㊄

※ 該当する箇所の□を■にしてください。 ㊄

1 希望講座 いじめ予防授業 (小学校4年生～中学校) ㊄
 携帯電話、インターネットの正しい使い方教室 (小学校3年生～中学校) ㊄
 万引き防止教室 (小学校3年生～中学校) ㊄
 薬物乱用防止教室 (小学校6年生～中学校) ㊄
 連れ去り防止訓練 (小学校1年生) ㊄
 不審者侵入対応訓練 (小中学校) ㊄

2 希望日 (第1希望) 令和 年 月 日 (曜日) ㊄
 時 分～ 時 分 (限目) ㊄
 (第2希望) 令和 年 月 日 (曜日) ㊄
 時 分～ 時 分 (限目) ㊄

3 会場

4 内容における希望

5 参加学年・人数 ㊄
 全校集会形式 (人) / 学年集会形式 (第 学年 人) ㊄
 学級単位 (第 学年 クラス) ㊄

6 学校が準備できるもの ㊄
 プロジェクター スクリーン ノートパソコン マイク ㊄

学校名 学校 担当者名 ㊄
 電話番号 ㊄

4 その他

◇ 保護者向けの授業参観や土曜日の教育活動における出前講座の受付は行いません。

◇ 学年単位での実施に御協力ください。

◇ プロジェクター、スクリーン、マイク等の準備を依頼することがあります。

※ 生徒指導に係る教職員向け研修については、学校と相談の上、可能な範囲で実施いたします。

出前講座申込書

申込日 令和 年 月 日

※ 該当する箇所の□を■にしてください。

- 1 希望講座
- いじめ予防授業 (小学校4年生～中学校)
 - 携帯電話、インターネットの正しい使い方教室 (小学校3年生～中学校)
 - 万引き防止教室 (小学校3年生～中学校)
 - ~~薬物乱用防止教室 (小学校6年生～中学校)~~
 - 連れ去り防止訓練 (小学校1年生)
 - 不審者侵入対応訓練 (職員向け)
- 2 希望日 (第1希望) 令和 年 月 日 (曜日)
時 分～ 時 分 (限目)
(第2希望) 令和 年 月 日 (曜日)
時 分～ 時 分 (限目)
- 3 会場
-
- 4 内容における希望
-
- 5 参加学年・人数
- 全校集会形式 (人) / 学年集会形式 (第 学年 人)
 - 学級単位 (第 学年 クラス)
- 6 学校が準備できるもの
- プロジェクター
 - スクリーン
 - ノートパソコン
 - マイク

学校名 _____ 学校 _____ 担当者名 _____

電話番号 _____

令和8年度 教職員定数状況

令和8年4月1日

令和8年度 小中学校県費教職員定数状況

	小学校	中学校	合 計
本年度定数 A	682	366	1048
前年度定数 B	694	354	1048
前年度差 A-B	-12	+12	±0
備 考	< R 8 > 標準学級 444 実学級 450 < R 7 > 標準学級 447 実学級 454 < 学級増減 > 標準学級 -3 実学級 -4	< R 8 > 標準学級 183 実学級 191 < R 7 > 標準学級 177 実学級 190 < 学級増減 > 標準学級 +6 実学級 +1	

		校長	教頭	教諭	養教	栄養教諭	事務	合計	
役 職 定 年		8						8	
1	純然退職	早 期							
		普 通	5	1	21	2		1	30
		小 計	5	1	21	2		1	30
職	割愛退職	県・県教委へ			2				2
		市・市教委へ	2	3	7				12
		県立学校へ							
		附属学校へ			1				1
		県外へ							
		小 計	2	3	10				15
計		7	4	31	2		1	45	

2	異動	転任	8	15	125	7	5	2	162	
		昇任	6	4	1			3	14	
		採用	5	6	55				66	
		採用のうち新規採用教職員	小			35				35
			中			14				14
計			49					49		

		校長	教頭	教諭	養教	栄養教諭	事務	合計		
2-1	異動の 詳細	転任	充指導主事等へ			1			1	
			北勢地域内（鈴鹿市以外）へ			9	1			10
			北勢地域外（津・松阪より南）へ			9				9
			北勢地域内から鈴鹿市へ			15			1	16
			北勢地域外から鈴鹿市へ			8	2		4	14
			充指導主事から							
			転任小計			42	3		5	50
	昇任	教頭から校長	4						4	
		教諭（主幹・指導含）から教頭		4					4	
		教諭（事務局等含）から主幹教諭								
		教諭（事務局等含）から指導教諭			1				1	
		充指導主事から校長・教頭								
		学業・事務職員								
		市外へ	2					3	5	
市外から										
昇任小計	6	4	1			3	14			
2-2	採用の 詳細	県・県教委から		1	1				2	
		市・市教委から	5	5	4				14	
		県立学校から								
		附属学校から			1				1	
		その他								
		事務局等からの採用 小計	5	6	6				17	
		新規採用			49				49	
計	5	6	55				66			

		校長	教頭	教諭	養教	栄養教諭	事務	合計	
3	市内 転任の 詳細	市内 小→小へ	6	9	58	3	5	2	83
		市内 中→中へ		2	23	4			29
		市内 中→小へ							
		市内 小→中へ	2	4	2				8
		計	8	15	83	7	5	2	120

教諭等一般職員の市内異動数 97

学校管理職研修

校 園 長 会 資 料

鈴鹿市教育委員会事務局学校教育課
教育指導課

校長

学校マネジメントによって教職員の意識改革を図り、学校組織のリーダーとしての確かな判断や決断をしながら、学校を活性化し、魅力ある学校づくりをする。（「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」三重県教育委員会）

日程	時間	研修テーマ	講師	場所	対象者	校長会
7/24(金)	9時00分～ 9時45分	(仮)2学期の学校経営と組織マネジメント	教育支援課アドバイザー 梅本 秀明 教育指導課アドバイザー 堀之内 宏行	市役所12F 1201(小学校) 1205(中学校)	全校長	4/13(月) 4/20(月) 5/21(木) 7/ 9(木) 8/17(月) 10/19(月) 11/25(水) 1/ 7(木) 2/ 4(木)
7/29(水)	午前	学校マネジメント	長野総合法律事務所 峯本 耕治	オンライン	全校長	
11/26(木)	15時30分～ 16時15分	(仮)今年度の総括と次年度に向けた準備	教育支援課アドバイザー 梅本 秀明 教育指導課アドバイザー 堀之内 宏行	オンライン ※校種別研修	全校長	
3/26(金)	9時00分～ 10時00分	(仮)校長としてのあり方と心構えについて	教育委員会事務局参事 藤見 忠	市役所11F 教育委員会室	新任校長	

教頭

学校マネジメントにおける教頭の役割を理解し、学校教育目標の達成に向けて、教職員の共通理解を図るとともに保護者や地域等との連携・協働を進めながら、校長を補佐し学校改善を推進する。（「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」三重県教育委員会）

日程	時間	研修テーマ	講師	場所	対象者	教頭会
7/27(月)	9時00分～ 9時45分	(仮)2学期の円滑な学校経営に向けて — 教頭の視点で見る学校改善 —	教育支援課アドバイザー 梅本 秀明 教育指導課アドバイザー 堀之内 宏行	市役所12F 1201(小学校) 1202(中学校)	全教頭	4/27(月) 11/ 5(木) 1/21(木)
7/29(水)	午前	学校マネジメント	長野総合法律事務所 峯本 耕治	オンライン	全教頭	
12/1(火)	15時30分～ 16時15分	(仮)次年度の学校経営を見通した教頭の役割	教育支援課アドバイザー 梅本 秀明 教育指導課アドバイザー 堀之内 宏行	オンライン ※校種別研修	全教頭	
3/26(金)	13時30分～ 14時30分	(仮)教頭としてのあり方と心構えについて	教育委員会事務局参事 藤見 忠	市役所11F 教育委員会室	新任教頭	

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局

学校教育課長

教職員の服務規律の徹底について（通知）

このことについては、三重県教育委員会教育長から令和7年12月4日付け（教委第20-376号）で発出されており、周知しているところですが、児童生徒及び保護者、地域から信頼される学校づくりに向け、様々な機会を通じ繰り返し教職員への徹底をお願いします。

年度当初にあたり、本市においても以下の項目について、すべての教職員に服務規律の徹底について改めて自覚を促すとともに、「鈴鹿市立幼小中学校（園）コンプライアンス推進大綱」（別紙）に基づいた意識の醸成を図っていただくよう強くお願いします。

記

- 1 勤務時間中は職務に専念することとし、携帯電話・スマートフォン等の不必要な利用を行わないこと。また、児童生徒と職務に関係のない私的なSNS等によるやりとりを行わないこと。
- 2 体罰、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントと受け止められる行為を行わないために、児童生徒との関わり方や言動に対して見つめ直す機会を持つこと。
- 3 教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行い、整理整頓を心がけ、カメラ等を設置できないような環境にするとともに、盗撮を許さない風土を醸成すること。
- 4 個人情報等については、施錠できる場所に保管し厳重に管理することや、校舎外へは原則持ち出さないよう徹底すること。
- 5 各教室の鍵や学校備品等は適正に管理保管し、紛失や破損を防ぐこと。
- 6 学校施設に異常が認められた時は、速やかに管理職に報告すること。
- 7 様々な危機発生時等には、管理職に遅滞なく報告すること。
- 8 交通事故に遭った際には、加害被害を問わず、救護措置、事故続発の防止、警察への連絡等を行い、速やかに管理職に報告すること。
- 9 転出入に係る書類や学校保健に係る書類等の公文書について、適切な取り扱いについて研修を行い、紛失や未申請等がないよう適正な処理を行うこと。

【事務担当：鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 教職員G 青木】

各市町等教育委員会教育長 様
各 県 立 学 校 長 様

三重県教育委員会教育長

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

このことについては、学校教育に対する県民の関心がますます高まるなか、かねてから注意を喚起し、貴職におかれても格段の配慮をいただいているところです。

県教育委員会は、令和3年3月11日付けで、「不祥事根絶に向けた対応策について」を発出し、学校とともに不祥事の根絶と信頼回復に全力で取り組んできました。

しかしながら、本年度、飲酒検知拒否や窃盗、公文書の改ざん、体罰、交通事故による懲戒処分事案の他、不適切な事務処理事案が発生するなど、県民の教育に対する信頼を損なう事案が生じています。

教職員一人ひとりが不祥事を自分事として捉え、常に崇高な使命と重大な責務を深く自覚したうえで、自らを厳しく律し、教育に対する県民の信頼の確保に努める必要があります。年末・年始を迎えるにあたり、下記事項について全教職員へ周知していただき、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保に、改めて格段の注意を払われるようお願いいたします。

あわせて「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック『不祥事根絶に向けて』」（令和7年5月改訂）及び「管理職向けマニュアル『不祥事の未然防止に向けて』」等を活用して、不祥事発生に係る原因や背景、対応策を考える機会を設定するなど、不祥事根絶に向け、校長のリーダーシップのもと、主体的に取り組を進めてください。

各市町等教育委員会にあっては、これらのことを所管の校長に周知し、その趣旨の徹底と適切な指導を図られるようお願いいたします。

記

1 児童生徒性暴力等の根絶について

児童生徒の成長に直接関わる教職員等による児童生徒性暴力等は言語道断であり決してあってはならないことである。「懲戒処分の指針」において、学校に在籍する幼児、児童又は生徒並びに18歳未満の者に対し、わいせつな行為等の児童生徒性暴力等に該当する行為をした教職員等は、免職とする、としているところである。これらの行為は、児童生徒等に対し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるものであり、同意の有無及び程度にかかわらず断じて許されるものではないことを再認識するよう、所属職員へ周知徹底すること。

盗撮防止にあたっては、「教職員による児童生徒の撮影等に係る適切な取扱いについて」を所属職員に改めて周知したうえで、日常的に教室やトイレ等の整理整頓を行うことによりカメラ等の撮影機能のある端末を設置できないような環境を整備するとともに、定期的な点検を行うことにより盗撮を許さない学校文化の形成を図ること。

公立中学校・義務教育学校後期課程、県立学校において実施している「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」で生徒から回答があった学校に

においては、その内容を踏まえ、生徒との関わり方、生徒に対する言動を見つめ直す機会を設定するなど、わいせつ行為等の根絶に万全を期すこと。

児童生徒性暴力等は、他の教職員の目が行き届きにくい空間で児童生徒と1対1で対応している状況をきっかけとして発生する機会が多いことから、密室における個別対応を避けるとともに、やむを得ない事情により校長の承認を事前に得た場合を除き、児童生徒の輸送のために自家用車を使用しないことを徹底すること。また、児童生徒と職務に関係のない私的なSNS等によるやりとりをきっかけとし発生する場合もあることから、SNS等の適切な取扱いについて徹底すること。

2 飲酒運転の根絶と交通事故の防止について

飲酒運転の根絶については、平成25年7月1日から「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」が施行されているところである。また、令和6年11月1日に道路交通法が改正され、自転車の飲酒運転時の罰則が強化された。各学校においては、これから年末・年始の時期に向けて、飲酒の機会がある場合において、飲酒運転の危険性、反社会性を一層認識し、自動車はもとより自転車であっても飲酒後は絶対に運転しない、させないなど、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを心掛け、飲酒運転の根絶を図ること。

交通事故の防止については、県全体で取り組んでいるところであり、本年12月1日から10日までを年末の交通安全県民運動期間と定めている。横断歩道手前の減速・停止、横断歩道における歩行者優先を徹底するなど、児童生徒に対して範を示すべき立場にある教職員が交通法令を遵守するのはもちろんのこと、交通安全県民運動のスローガン「やさしさが 安全つなぐ 三重の道 ～歩行者のハンドサインは赤信号～」を踏まえ、自らが事故を起こすことのないよう十分注意し、交通事故の防止に取り組むこと。

3 体罰及び不適切な言動の根絶について

体罰は、学校教育法において禁止される非違行為であるだけでなく、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないものである。また、児童生徒に対する暴言や児童生徒を精神的に追い詰めるような指導も懲戒権の範囲を逸脱したものであり、「懲戒処分の指針」において、児童生徒に著しい精神的な苦痛を与え、かつ態様が特に悪質で繰り返し不適切な言動を行った教職員等は、免職または停職とする、としているところである。

各学校においては、「この程度なら指導の一環である」というような誤った認識のもとで指導を行わないこと、教職員が児童生徒の特性を十分に理解せず、学校でその情報を十分に共有しないまま、ひとりで指導を抱え込むことがないようにすることを周知徹底すること。また、体罰の定義と具体的にいかなる行為が体罰及び不適切な言動に当たるかなどを確認したうえで、未然防止の組織的な取組や徹底した実態把握、体罰及び不適切な言動が起きた場合の早期対応及び再発防止策等、体罰及び不適切な言動の根絶の取組を進めること。

教職員は、アンガーマネジメント研修等を通じて自らの資質向上に努めるとともに、児童生徒を指導する際には、一般社会においても通用する方法かどうかを常に意識したうえで指導にあたり、児童生徒が自信を喪失したり、屈辱を感じたりするような言動は厳に慎み、児童生徒の人権に十分配慮した教育活動を推進すること。

4 部落差別等の根絶について

子どもたちに、差別のない社会をつくる主体者としての意識を育む立場にある教育公務員による部落差別等は、決してあってはならないことである。

全ての教職員が、高い人権意識や人権問題についての確かな知識を持つとともに、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」等に基づき、公私を問わず率先して積極的な役割を果たす責務があることを自覚すること。

各学校においては、三重県人権教育基本方針に基づき、差別の解消に向けた取組を組織的・系統的に進めたり、人権侵害に対して的確に対応したりすることができるよう、管理職や担当者が中心となり、教職員が一体となった校内推進体制を確立すること。

5 個人情報及び公文書等の管理の徹底について

各学校において、児童生徒の個人情報を含む書類・電子データなど、外部に流出してはならない公文書等は施錠できる場所に保管し厳重に管理するとともに、校舎外へ持ち出さないよう徹底すること。特に、やむを得ず校舎外に持ち出す必要がある場合には、校長の許可を得るとともに、ファイルへのパスワード設定等、可能な限りの保護対策を施したうえで、取扱いには細心の注意を払うこと。また、試験結果や成績等の重要な個人情報については、電子メールで送信しないこと、校外に持ち出す際には書面による校長の許可が必要であること、郵送する際には加工したデータではなく、データの元となる紙資料等により複数人で住所等を確認することを徹底すること。各学校における具体的な管理方法やルールは、所属職員に周知し、確実に実施できるよう徹底すること。

6 学校における著作権の取り扱いについて

著作権法第35条等では、学校教育において、「授業の過程」における利用目的に限り、著作物を一定の範囲で自由に使うことを可能としているが、学級通信や学校のホームページにイラスト画像を掲載する場合などは、「授業の過程」における利用には該当せず、著作権者の許諾が必要となる。学校で作成した学校だよりなどをホームページに掲載する場合は、著作権を侵害していないか、改めて確認するとともに、文化庁発行の「学校における教育活動と著作権」等を参照するなど、学校教育における著作物利用のルール等について周知徹底すること。

7 公金の管理等、適切な事務処理の徹底について

学校徴収金をはじめ、教職員が様々な場面で現金を扱う場合があるが、各学校においては、できる限り現金を直接扱わない方策を講じること。現金を直接扱わざるを得ない場合にあつては、遅滞なく金融機関に入金するなど、手元での保管期間を極力短くし、紛失や盗難被害の防止に努めること。また、通帳・印鑑の管理、出入金手続き及び収支に係るチェック体制を整え、単独で出入金を行えないようにするなど、公金等の一層の厳正な管理に努めること。県立高等学校においては、生徒の転退学や休学等にあたり、教務と事務との間で速やかに情報共有し、授業料調定や私費会計事務を適正に行うこと。

8 勤務時間の適正管理及び休暇の適切な運用について

公務員には職務専念義務があり、長期休業中においても異なる取扱いを受けるものではないため、長期休業中の勤務日における勤務態様について、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。特に、在宅勤務が認められているところであるが、授業等、学校運営に必要な業務が遂行できる体制を維持したうえで、適切に運用すること。

また、病気休暇の承認にあたっては、通院・治療証明書等の原本を確認し、当該職員の病状等を十分に把握すること。特別休暇においても、当該職員にその事由をできる限り具体的に記入させ、必要に応じて証明書類の提出を求めるなどしたうえで承認すること。

9 部活動等の指導における安全確保について

冬季は予想外の強風や突風の発生が考えられることや、持久走・長距離走を実施する機会が増えることから、部活動及び体育の授業や特別活動での体育的行事における安全確保と事故防止に十分注意を払うこと。指導にあたっては児童生徒の健康・安全管理に十分留意し、児童生徒の心身の状況に即した指導を計画的に実施し、特に校外で活動する際は、交通事故防止も含め、安全確保に十分注意すること。また、運動場・体育館等が安全に配慮して使用されているか、施設・設備、用具・器具が整備されているかにも留意すること。

10 あらゆるハラスメントの防止について

県教育委員会では、「三重県教育ビジョン」において、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のない職場づくりを進めることとしており、令和3年12月一部改正した「ハラスメントの防止等に関する基本方針」に基づき、すべての教職員等が個人として尊重され、お互いに信頼し合って働ける職場環境を確立するとともに、児童生徒・保護者が教職員等を信頼し、伸び伸びと楽しく学べる教育環境の充実を図っているところである。

ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、その能力の適切な発揮を妨げる要因となるとともに、職員間のコミュニケーションが滞るなど、仕事を進めるにあたっての重大な支障となり得るものである。職場からハラスメントに関する問題の行為者や被害者を出さないよう、職員一人ひとりが、ハラスメントについて正しく理解したうえで、お互いの人格を尊重し、普段からコミュニケーションを大切にするとともに、管理職は所属職員の状況を把握し、風通しのよい職場づくりに努めること。

11 営利企業等への従事制限、兼職及び事業等への従事等について

公務員には営利企業等への従事制限が法で定められており、不動産の賃貸、太陽光電気の販売を含め、兼職及び事業等への従事には、任命権者（県費負担教職員の場合は各市町等教育委員会）へ届け出て許可を受ける必要があることを周知し、教職員の管理監督に努め、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

なお、短時間勤務の会計年度任用職員は、営利企業等への従事等の制限から除外されているところであるが、従事する場合は、あらかじめ校長に届け出る必要がある。

12 教職員の服務規律の確保

挨拶や保護者対応等の基本的なマナー、教職員の勤務時間中の行動、交通ルールの遵守など教職員の服務規律について、依然として県民からの意見や指摘がある。

一人の教職員の言動が、教職員全体の信用を著しく損なうことになる場合があることから、教職員一人ひとりが自覚を持ち、勤務時間中は公正・誠実に職務を遂行し、説明責任を果たすとともに、勤務時間以外であっても、法令や社会規範、ルール、マナーを遵守することによって、県民の信頼に答えていくこと。

鈴鹿市立小中学校コンプライアンス推進大綱

鈴鹿市教育委員会

1 コンプライアンスとは

コンプライアンスとは、本来法令関係の用語であり、一般的に「法令遵守」と訳されますが、法令や規則だけではなく、社会的規範やルール、マナーなども含めて遵守することをいいます。

そこで、平成22年10月に定められた、鈴鹿市コンプライアンス推進大綱をもとに、鈴鹿市立小中学校コンプライアンスを次のように定義します。

着実に教育活動を推進するため、取り巻く環境の変化を敏感に察知し、法令や社会的規範の遵守のみならず、その背後にある社会的要請を探知し、それらを常に見据えながら創造的かつ自律的に職務を遂行し、組織が一体となって、生き生きと活動すること。

これを受け、鈴鹿市立小中学校のすべての教職員は、このコンプライアンスに取り組み、さらに推進していくこととします。

2 基本方針

保護者・地域住民は、次世代を担う子ども一人ひとりが学校生活を通して、健やかに成長することを願っています。

そこで、すべての教職員は、職務を遂行するため、コンプライアンス意識を持ち続け、質の高い教育活動を提供します。

また、その実現のために、小中学校において日頃から研修に取り組むとともに、教職員間の活発なコミュニケーションができる環境づくりを進めます。

さらに、組織として課題を共有しつつ、常に点検し、改善するといった継続的な取り組みを進めます。

3 行動規範

コンプライアンスに関し、基本的項目として教職員が常に意識すべき行動規範を掲げ、一人ひとりの意識改革を進めるとともに、定着を図ります。

- 一 教職員は、子ども、保護者、地域住民の視点に立ち、行動します。
- 一 教職員は、法令等を遵守し、不正を許さず、公平・公正に行動します。
- 一 教職員は、子どもの人権を尊重するとともに、常に高い人権意識を持って行動します。
- 一 教職員は、公私にわたり高い倫理観を持って行動します。
- 一 教職員は、職責の重さを自覚し、組織の中で切磋琢磨しながら、自己研さんに励み、資質の向上に努めます。
- 一 教職員は、子ども、保護者、地域住民の声を受け止め、情報をわかりやすく伝え、丁寧な説明を心がけます。

附 則

この大綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

令和 8 年度定例「校長会」年間計画

月	日（曜日）	場所（時間）
4	13（月）	1203大会議室 9:00～12:00（校園長会）
4	20（月）	オンライン 9:00～12:00
5	21（木）	1203大会議室 9:00～12:00
7	9（木）	1203大会議室 9:00～12:00
8	17（月）	1203大会議室 9:00～12:00
10	19（月）	1203大会議室 9:00～12:00
11	25（水）	502・503会議室 9:00～12:00
1	7（木）	1203大会議室 9:00～12:00
2	4（木）	502・503大議室 9:00～12:00

* 臨時校長会・・・3月（人事）
 [校園長会になる場合はその都度連絡します。]

令和 8 年度定例「教頭会」年間計画

月	日（曜日）	場所（時間）
4	27（月）	1203大会議室 9:00～12:00
11	5（木）	1203大会議室 9:00～12:00
1	21（木）	502・503会議室 9:00～12:00